

葛城市障がい者計画

第4期葛城市障がい福祉計画

平成27年3月

葛 城 市

ごあいさつ

葛城市では、平成19年3月に「葛城市障がい者計画及び第1期障がい福祉計画」を、また平成21年3月に「葛城市第2期障がい福祉計画」を、平成24年3月に「葛城市第3期障がい福祉計画」を策定し、地域生活支援や就労支援の充実に重点的に取り組むとともに、福祉、保健、医療、教育、生活環境の整備等、幅広い分野にわたり、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進してまいりました。



また、国においては、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」への批准が実現したことにともない、障がいのある人の権利を保護し、障がいのある人が教育や就労、地域生活等あらゆる面で、より一層不自由さを感じる事のない社会環境づくりを進めることが求められています。

このような中、本市では、障がいの重度化やニーズの多様化等、障がいのある人を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、障がいのある人等に対するアンケート調査等を踏まえ、新たに「葛城市障がい者計画・第4期葛城市障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「地域の輪がひとつになって」を基本理念として掲げ、障がいのある人が、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために、個々の障がいのある人の困難さを解消する様々な支援の充実等に積極的に取り組んでまいります。

今後とも、本市が障がいのある人にとって「暮らしやすく、住み続けたいまち」となるよう、本計画に基づき、関係者の皆さまと連携しながら、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました葛城市障がい福祉計画策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの市民や事業者、関係団体の皆さまに心より御礼申し上げます。

平成27年3月

葛城市長 山下 和弥

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題	5
1 本市の人口と世帯の構造	6
2 障がい者の状況	10
3 アンケート結果から見えた課題	19
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の基本理念	38
2 計画の基本目標	39
3 施策の体系	40
第4章 施策の展開	41
基本目標Ⅰ 住み慣れた地域でいきいきと暮らすために	42
（1）相談	43
（2）福祉	46
基本目標Ⅱ 安心して安全な社会生活を送るために	53
（3）保健・医療	54
（4）教育	56
基本目標Ⅲ 健やかで活力ある生活を支えるために	59
（5）雇用	60
（6）社会参加	62
第5章 障がい福祉計画	65
1 障がい福祉計画について	66
2 第4期計画における留意点	67
3 サービス提供における基本的な考え方	68
4 平成29年度までの成果目標	70
5 障がい福祉サービス等の見込みと確保の方策	72
6 地域生活支援事業の見込みと確保の方策	78

第6章 計画の推進.....	85
1 市民参画の推進.....	86
2 関係機関の連携.....	86
3 実施状況の把握・点検.....	86
資料編.....	87
1 計画の策定経過.....	88
2 葛城市障がい福祉計画策定委員会設置要綱.....	89
3 葛城市障がい福祉計画策定委員会委員名簿.....	90
4 用語の説明.....	91

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成25年9月に新障害者基本計画（第3次）が策定されました。この計画は、障害者基本法改正（平成23年）を踏まえ、施策の基本原則を「地域社会における共生等」「差別の禁止」「国際的協調」と見直し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざしています。

また、障がい者施策のあり方が大きく変化しています。国内関係法が、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称）及び「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月公布、平成28年4月施行）等が整備されたことにより、平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約」が、平成25年12月に批准されました。加えて、地方自治体による「障がい者も共に暮らしやすい条例」を制定しようとする動きが進んでいます。奈良県においても、障がい者に関する条例を平成27年4月を目途に制定する予定です。

「改正障害者基本法」の差別禁止規定には合理的配慮が盛り込まれ、障がい者を取り巻く社会的障壁の除去のため、過度の負担でない場合は合理的な配慮がされなければならないとされています。

本市では、平成19年3月に障害者基本法並びに、障害者自立支援法に基づく障がい福祉分野の基本計画として、「葛城市障がい者計画及び第1期障がい福祉計画」を策定しました。平成21年3月には障がい福祉サービスの実施を勘案し「第2期葛城市障がい福祉計画」を、平成24年3月には国の障がい福祉制度の抜本的な見直し状況等を勘案し「第3期葛城市障がい福祉計画」を策定しました。本計画は、第3期計画が平成26年度で終了することから、平成27年度を初年度とする新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

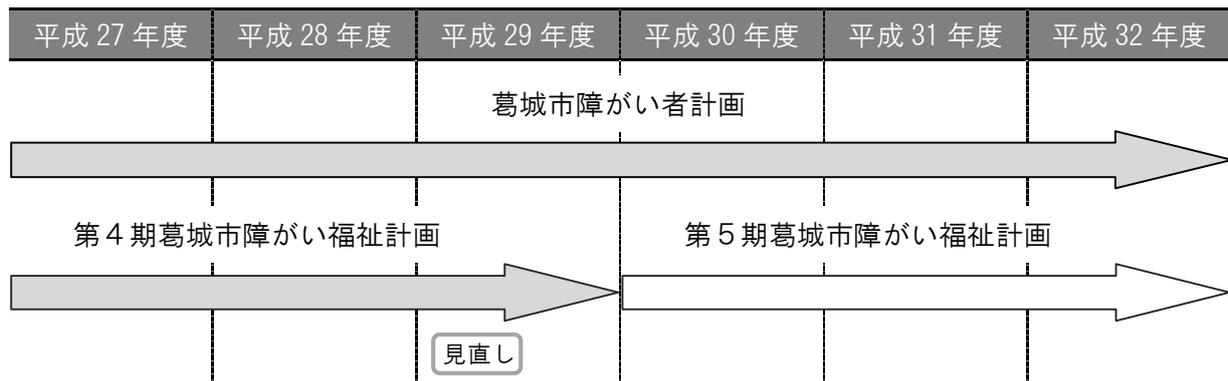
本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として、本市における障がい者のための総合的な施策に関する基本的な方向を示す計画であり、具体的なサービスの見込み量等については、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として一体的に策定しています。

本計画の策定にあたっては、「葛城市総合計画」（平成18年10月策定）を上位計画とし、本計画と策定期間を同じくした「子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）や「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」等の関連計画との整合性に配慮しながら策定しています。

3 計画の期間

「葛城市障がい者計画」は、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画期間とし、「第4期葛城市障がい福祉計画」は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。なお、いずれも関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間



4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、保健医療関係者、福祉関係者、障がい者団体代表等の参画の下に、可能な限り幅広い意見をくみ上げることに努めました。

(1) 葛城市障がい福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたり、保健医療関係者、福祉関係者、障がい者団体、地域団体代表等の参画を求め、「葛城市障がい福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い意見の反映に努めました。

(2) 中和地区3市1町障がい者自立支援協議会の開催

より包括的なケアをめざし、大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町の3市1町で構成した自立支援協議会を開催しています。全体会を年1回、運営委員会を年7回、部会を年6回、それ以外にも検討すべき課題がある場合にはプロジェクトチームを立ち上げ、地域課題を協議しています。

第2章

障がい者を取り巻く現状と課題

1 本市の人口と世帯の構造

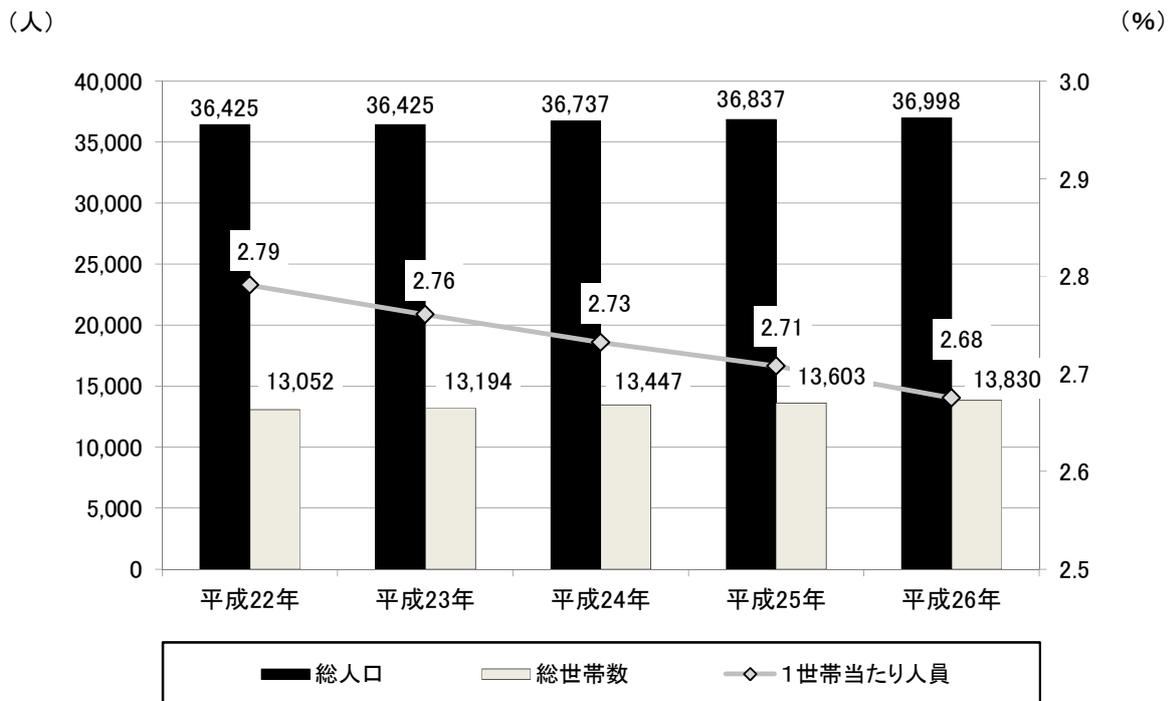
(1) 総人口と総世帯数の推移

本市の総人口の推移を平成22年以降の住民基本台帳で見ると、増加傾向にあり、平成26年には36,998人となっています。

総世帯数についてみると、総人口と同様に平成22年以降増加の一途をたどり、平成26年には13,830世帯となっています。

したがって、1世帯当たりの人員は、平成22年の2.79人が最も高く、平成26年には2.68人と世帯規模の縮小が進んでいます。

■総人口・総世帯数の推移



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

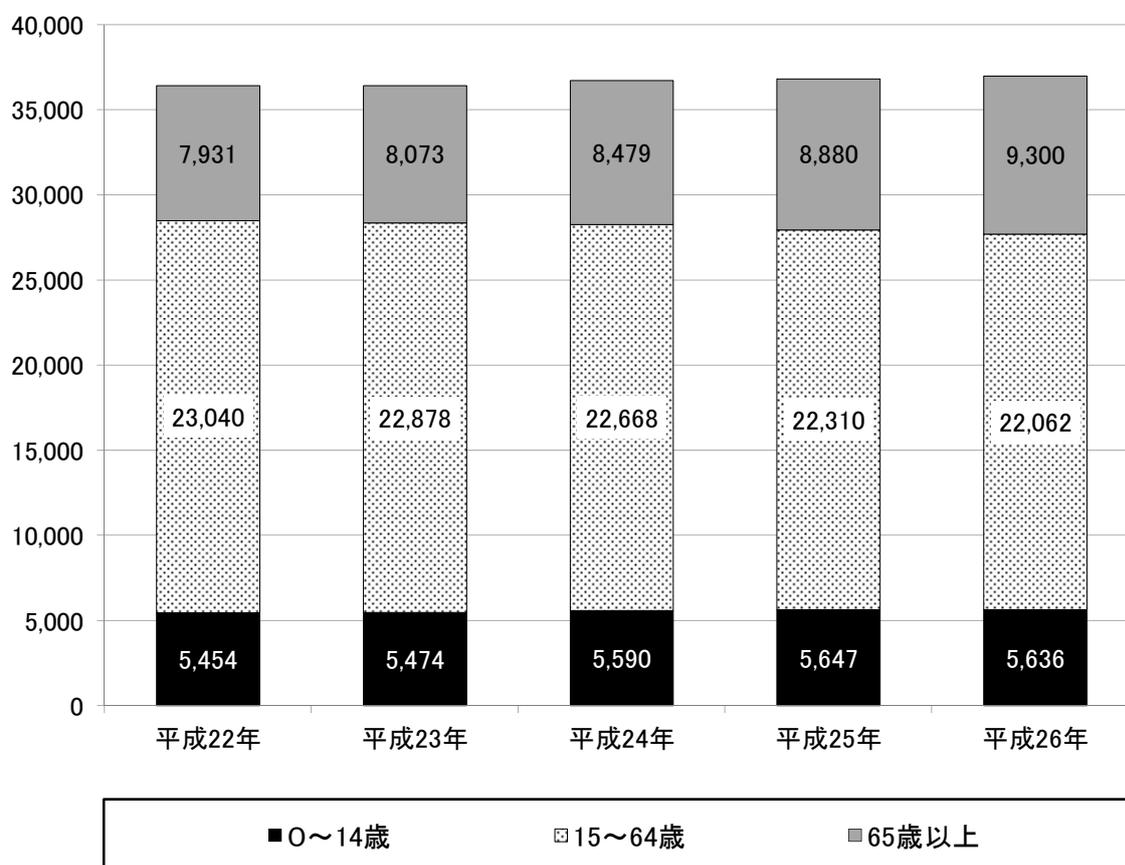
(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口の内訳を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は増加傾向にあり、平成26年には5,636人となり平成22年の5,454人と比べて182人増加しています。また、65歳以上の高齢者人口も増加を続け、平成26年には9,300人となり、平成22年の7,931人と比べて1,369人増加しています。

一方、15～64歳の人口は減少を続け、平成26年には22,062人となり、平成22年の23,040人と比べて978人減少しています。

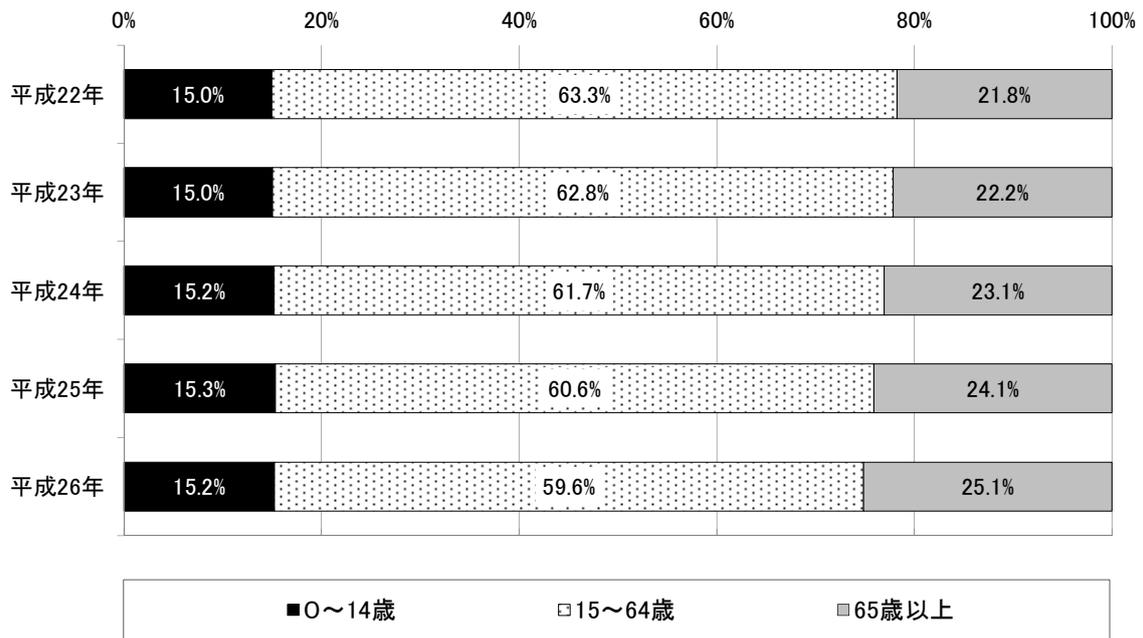
■年齢3区分別人口の推移

(人)



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口構成の推移



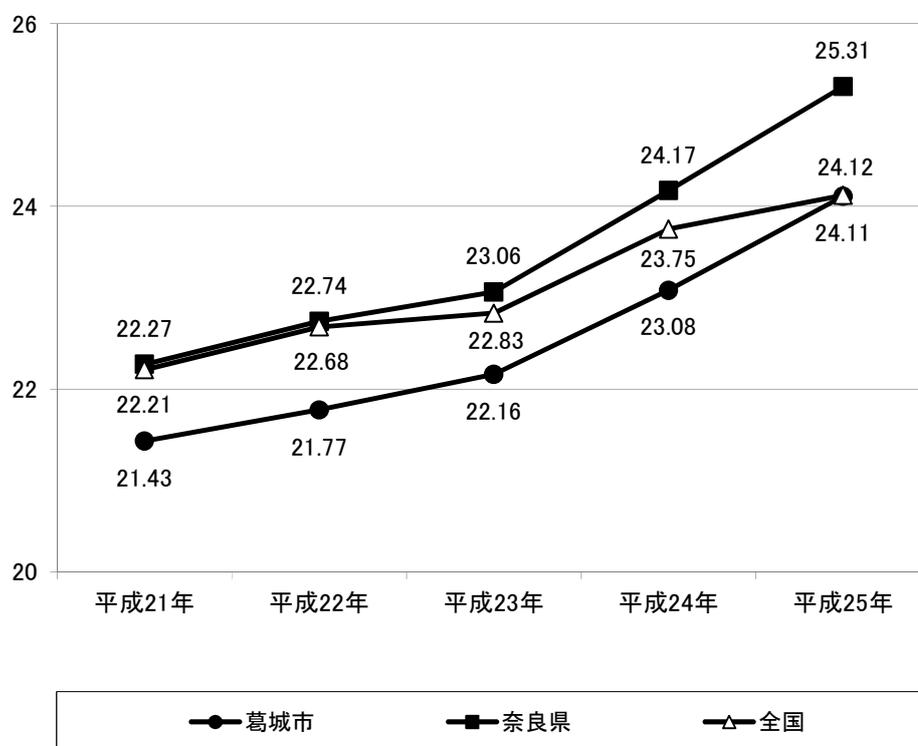
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 全国・奈良県と比較したときの高齢化率の推移

全国・奈良県と比較したときの本市の高齢化率の推移を平成21年以降の住民基本台帳で見ると、平成21年では全国、奈良県よりも約0.8ポイント低かったものの、平成25年では、全国の高齢化率とほぼ同じ値となっています。奈良県の高齢化率の推移は、全国を大きく越える推移になっており、本市も平成23年から平成24年、平成24年から平成25年の変化率では奈良県と同水準であることから、今後は全国の高齢化率を越えて推移していくことが予想されます。

■高齢化率の推移（全国、奈良県、葛城市）

(%)



資料：住民基本台帳（全国のみ各年3月31日、葛城市と奈良県は各年10月1日現在）

2 障がい者の状況

(1) 障がい者等の状況

①身体障がい者数の推移

身体障害者手帳所持者数についてみると、平成24年度から平成26年度にかけて増加傾向にあります。特に65歳以上所持者数は毎年増加しており、身体障がい者の高齢化が進んでいます。等級別にみると、ほぼ横ばいの状態が続いています。また、障がい部位別でみると、「聴覚・平衡機能障がい」「肢体不自由」「内部機能障がい」が増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18歳未満所持者数	17	21	22
18歳～64歳所持者数	352	355	344
65歳以上所持者数	1,029	1,068	1,084
合計	1,398	1,444	1,450

■身体障害者手帳所持者数の等級別推移 (単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	362	382	393
2級	200	200	196
3級	266	262	266
4級	381	404	401
5級	76	79	80
6級	113	117	114
合計	1,398	1,444	1,450

■身体障害者手帳所持者数の障がい部位別推移 (単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
視覚障がい	76	79	79
聴覚・平衡機能障がい	146	156	155
音声・言語・ そしゃく機能障がい	11	10	10
肢体不自由	836	855	856
内部機能障がい	329	344	350
合計	1,398	1,444	1,450

資料：社会福祉課（平成24年度、平成25年度は3月末、平成26年度は10月末現在）

②知的障がい者数の推移

療育手帳所持者数についてみると、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満所持者数	61	69	76
18 歳～64 歳所持者数	175	180	190
65 歳以上所持者数	12	12	14
合計	248	261	280

■療育手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A	66	59	55
A1	29	33	40
A2	34	38	46
小計	129	130	141
B	38	26	23
B1	46	59	62
B2	35	46	54
小計	119	131	139
合計	248	261	280

資料：社会福祉課（平成 24 年度、平成 25 年度は 3 月末、平成 26 年度は 10 月末現在）

③精神障がい者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数についてみると、平成 24 年度から平成 25 年度にかけては減少、平成 25 年度から平成 26 年度にかけては増加となっています。

現在奈良県では、各自治体により実施時期は異なりますが、精神障害者医療費助成事業の拡充を進めています。本市においても、平成 27 年度より精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者に対し、医療機関における支払額（医療保険適用分のみ対象）から定額一部負担金を控除した額を助成する予定です。この事業の拡充に伴い、今後、手帳所持者の増加が見込まれます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満所持者数	1	0	0
18 歳～64 歳所持者数	103	104	102
65 歳以上所持者数	17	14	20
合計	121	118	122

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	15	10	11
2 級	86	84	85
3 級	20	24	26
合計	121	118	122

資料：社会福祉課（平成 24 年度、平成 25 年度は 3 月末、平成 26 年度は 10 月末現在）

④自立支援医療費受給者数の推移

自立支援医療費受給者数をみると、「更生医療」は増加傾向となっています。「精神通院医療」は年度にばらつきがあるものの、平成 23 年度から平成 25 年度で増加しています。「育成医療」は平成 25 年 4 月、県から権限移譲されました。

■自立支援医療費受給者数の推移

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
更生医療	79	86	90
育成医療	-	-	42
精神通院医療	254	281	269
合計	333	367	401

資料：社会福祉課（3 月末現在）

(2) 障がい児の就学状況

①特別支援学級の在籍者数

特別支援学級の在籍者数は、「小学校」「中学校」「通級教室」すべてにおいて平成23年度から平成25年度にかけて増加しています。

■特別支援学級の在籍者数

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	38	53	68
中学校	11	13	18
通級教室	9	8	14

資料：葛城市教育委員会（5月1日現在）

②特別支援学校の在籍者数

特別支援学校の在籍者数は、「小学部」「高等部」においては平成23年度から平成25年度にかけて減少しています。「中学部」では横ばいとなっています。

■特別支援学校の在籍者数

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼児部	-	-	-
小学部	8	7	6
中学部	9	8	9
高等部	21	18	15
合計	38	33	30

資料：県内特別支援学校（3月末現在）

(3) 障がい者の就労状況

①障がい者の就職状況

大和高田公共職業安定所管内における障がい者の求職申込件数は平成 24 年度から平成 25 年度にかけては 1 人の減少となっていますが、平成 23 年度から平成 25 年度では 20%程増加しており、平成 25 年度では 414 件となっています。

平成 25 年度の新規求職件数は 184 件で、このうち身体障がい者が半数を占め、知的障がい者と精神障がい者がそれぞれ約 2 割ずつとなっています。また、平成 25 年度の新規就職率は 44.4%で奈良県の就職率よりも高いものの、国の水準からはやや低くなっています。

■障がい者の就職状況

(単位：人)

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
新規求職者数	身体障がい者	181	242	194
	知的障がい者	63	57	60
	精神障がい者	93	104	136
	その他	13	12	24
	計	350	415	414
紹介件数	身体障がい者	381	402	457
	知的障がい者	52	63	89
	精神障がい者	224	275	354
	その他	11	32	28
	計	668	772	928
就職件数	身体障がい者	62	84	97
	知的障がい者	37	33	37
	精神障がい者	47	36	47
	その他	3	5	3
	計	149	158	184
就職率	身体障がい者	34.3%	34.7%	50.0%
	知的障がい者	58.7%	57.9%	61.7%
	精神障がい者	50.5%	34.6%	34.6%
	その他	23.1%	41.7%	12.5%
	計	42.6%	38.1%	44.4%
就職率の比較	大和高田（再掲）	42.6%	38.1%	44.4%
	奈良県	40.1%	39.5%	43.1%
	全国	40.0%	42.2%	45.9%

資料：大和高田公共職業安定所

②特別支援学校の卒業生の就職件数

障がい者の就職件数についてみると、「福祉施設通所・在宅等」が最も多く平成23年度で8件、平成24年度で4件、平成25年度で6件となっています。「一般就職」は平成24年度に3件、平成25年度に1件となっています。

■特別支援学校の卒業生の就職件数

(単位：人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
進学	0	0	0
専修学校等入学	0	0	0
一般就職	0	3	1
福祉施設通所・在宅等	8	4	6
その他	0	0	0
合計	8	7	7

資料：県内特別支援学校

■法定雇用率

	民間企業		国、地方公共団体	
	一般の民間企業	特殊法人	国、地方公共団体	都道府県等の教育委員会
1人以上の障がい者を雇用しなければならない企業等の規模	常用労働者数 50人以上	常用労働者数 43.5人以上	常用労働者数 43.5人以上	常用労働者数 45.5人以上
法定雇用率	2.0%	2.3%	2.3%	2.2%

(4) 難病患者等の状況

平成 25 年度末において、医療費の公費負担対象となる特定疾患（特定疾患治療研究事業）は 56 疾患となっており、本市では 288 名が対象となっています。

平成 27 年 1 月 1 日からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、特定疾患の制度が大きく変わりました。大きく変わった点は、「月額自己負担上限額の金額・算定方法の変更」「指定医療機関・指定医制度」「対象疾患の拡大」の 3 つです。特に対象疾患は、現在の 56 疾患から約 300 疾患に拡大されます。まず、先行して平成 27 年 1 月 1 日から 110 疾患が対象になり、平成 27 年夏頃に、さらに疾患が追加され、約 300 疾患が「指定難病」として決定される予定です。

新制度における認定基準では、それぞれの疾患の特性に応じた重症度分類が設定されます。現行制度で認定されていた方であっても、新規申請された場合、新たに設定された認定基準を満たしていなければ、医療費助成の対象者として認定されない場合があります。

また、障害者総合支援法においても上記の状況を踏まえ、対象となる難病等の範囲について検討されており、今後変更される予定です。

■難病患者数

(単位：人)

疾患名	人数	疾患名	人数
1. ベーチェット病	3	29. 膿疱性乾癬	1
2. 多発性硬化症	4	30. 広範脊柱管狭窄症	0
3. 重症筋無力症	6	31. 原発性胆汁性肝硬変	10
4. 全身性エリテマトーデス	15	32. 重症急性膵炎	1
5. スモン	1	33. 特発性大腿骨頭壊死症	5
6. 再生不良性貧血	5	34. 混合性結合組織病	3
7. サルコイドーシス	5	35. 原発性免疫不全症候群	1
8. 筋委縮性側索硬化症	6	36. 特発性間質性肺炎	3
9. 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	19	37. 網膜色素変性症	9
10. 特発性血小板減少性紫斑病	12	38. プリオン病	0
11. 結節性動脈周囲炎	6	39. 原発性肺高血圧症	2
12. 潰瘍性大腸炎	47	40. 神経線維腫症	2
13. 大動脈炎症候群	3	41. 亜急性硬化性全脳炎	0
14. ビュルガー病	2	42. バッド・キアリ症候群	0
15. 天疱瘡	3	43. 特発性慢性肺血栓栓症（肺高血圧型）	2
16. 脊髄小脳変性症	9	44. ライソゾーム病	0
17. クローン病	11	45. 副腎白質ジストロフィー	0
18. 難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	46. 家族性高コレステロール血症	0
19. 悪性関節リウマチ	0	47. 脊髄性筋委縮症	0

20. パーキンソン病関連疾患	37	48. 球脊髄性筋萎縮症	0
21. アミロイドーシス	1	49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	3
22. 後縦靭帯骨化症	12	50. 肥大型心筋症	5
23. ハンチントン病	0	51. 拘束型心筋症	0
24. モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	2	52. ミトコンドリア病	0
25. ウェゲナー肉芽種症	1	53. リンパ脈管筋腫症(LAM)	1
26. 突発性拡張型（うっ血型）心筋症	10	54. 重症多形滲出性紅斑（急性期）	0
27. 多系統萎縮症	4	55. 黄色靭帯骨化症	2
28. 表皮水疱症	0	56. 間脳下垂体機能障害	14
合 計			288

資料：奈良県葛城保健所（平成26年3月末現在）

（５）障がい者に関わる社会資源

①ゆうあいステーション

本市の福祉には、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会が市からの委託により運営する「ゆうあいステーション」が大きな役割を果たしています。ゆうあいステーションでは、主に介護を必要とする障がい者や高齢者を対象に、デイサービスやホームヘルプサービス事業等を社会福祉協議会が行っています。

本市においては、市内に日中活動系の事業所が少ないという現状があります。社会福祉協議会を含め、地域の事業所と今後も協働して事業に取り組んでいきます。

②新庄健康福祉センター等

本市の健康増進拠点として健康増進課新庄健康福祉センター、當麻保健センターがあります。ここでは、各種の母子保健対策事業を実施しており、障がいの早期発見に貢献しているほか、障がい者を含む健康づくりや療育に関する身近な相談窓口として利用されています。

③人的資源

■地域福祉組織・団体

名称	内容
葛城市社会福祉協議会	地域における民間福祉活動の中核として、地域の実情に密着した福祉活動を行っています。
葛城市ボランティア連絡協議会	平成26年4月現在、本市のボランティア登録団体は5団体です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ふたば会 150人 ・ゆうフレンズ会 246人 ・手話サークル 36人 ・日本赤十字社奉仕団 45人 ・健康づくり推進員協議会 71人

■各種相談員等

名称	内容
民生・児童委員	心身障がい者をはじめ、地域で生活する社会福祉を必要とする人々の自立更生への助言・指導、関係機関への連携・調整等を行っています。(平成26年10月1日現在、60人)
福祉推進委員	福祉対策事業を推進する地域の協力委員として、障がい者や高齢者等の相談や支援活動等を行っています。(平成26年10月1日現在、65人)
身体障がい者相談員 知的障がい者相談員	障がい者の身近な問題について様々な相談に応じるとともに、福祉事務所等関係機関の業務への協力や地域活動の中心的役割を担っています。(平成26年10月1日現在、身体障がい者2人、知的障がい者の保護者等2人)

資料：社会福祉課

3 アンケート結果から見えた課題

(1) 調査概要

本調査は、「葛城市障がい者計画・第4期葛城市障がい福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある皆さまの実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者施策及び障がい福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

	障がい者の生活実態調査
調査対象者	障がい者：平成26年6月1日現在、市内在住で障害者手帳をお持ちの方 一般市民：平成26年6月1日現在、市内在住の方
配布数	障がい者：1,732通（手帳所持者全員） 一般市民：1,000通（無作為抽出）
調査方法	調査票による本人記入方式（郵送配布・郵送回収）
回収率	障がい者：51.4%（890通回収） 一般市民：39.6%（396通回収）
調査期間	平成26年7月7日（月）～平成26年7月25日（金）

(2) 調査結果の見方

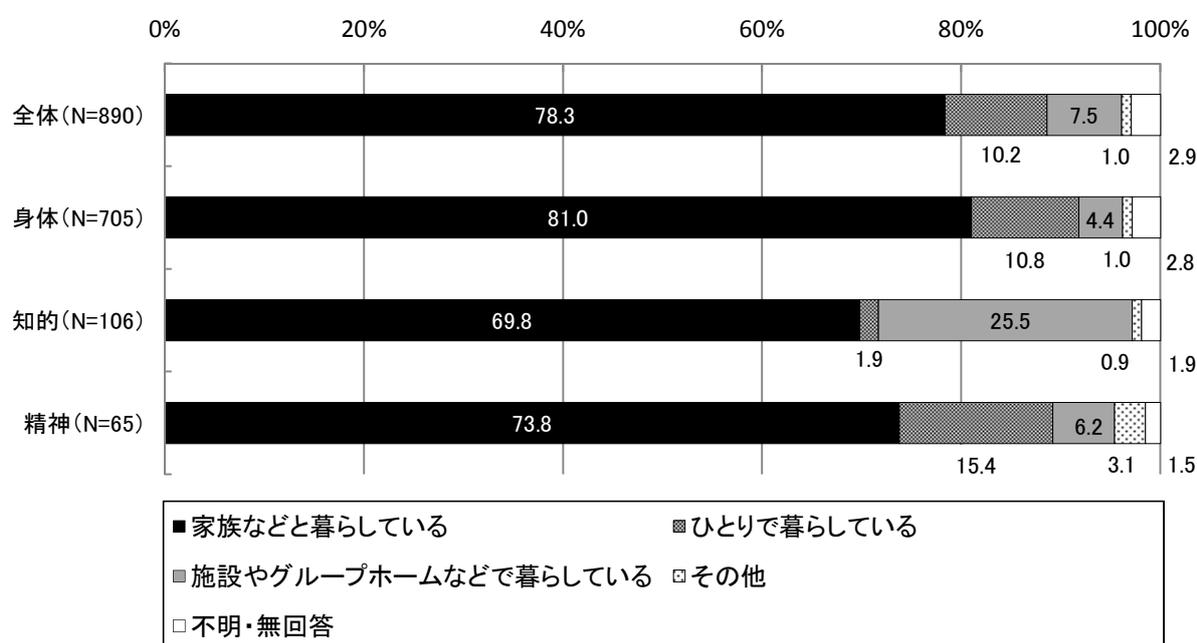
- ・ 回答結果は、小数第2位を四捨五入した有効サンプル数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。そのため、単数解答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映します。
- ・ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・ 設問及び本文中の選択肢の引用について、長い文は簡略化している場合があります。
- ・ 本報告書は、それぞれの所持手帳別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- ・ 分析における「身体」「知的」「精神」障がい者とは障がい者調査における問1「お持ちの障がい者手帳」の回答によって分類しています。身体障害者手帳をお持ちの方を「身体」、療育手帳をお持ちの方を「知的」、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を「精神」と表記しています。

(3) 調査結果 【障がい者調査】

①世帯構成

どのような暮らしをしているかについてみると、全体では「家族などと暮らしている」が78.3%で最も高くなっています。次いで「ひとりで暮らしている」が10.2%、「施設やグループホームなどで暮らしている」が7.5%となっています。

所持手帳別にみると、身体・知的・精神ともに「家族などと暮らしている」が最も高く、それぞれ81.0%、69.8%、73.8%となっています。次いで身体と精神では「ひとりで暮らしている」がそれぞれ10.8%、15.4%、知的では「施設やグループホームなどで暮らしている」が25.5%となっています。

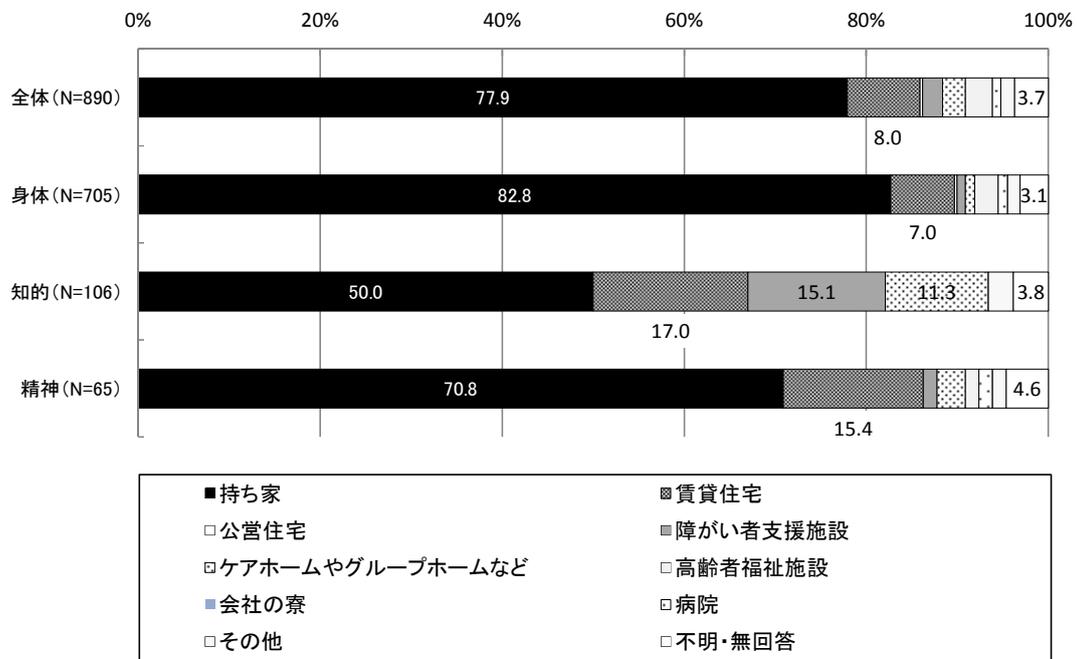


資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

②住まいの場

普段の住まいについてみると、全体では「持ち家」が77.9%で最も高くなっています。次いで「賃貸住宅」が8.0%となっています。

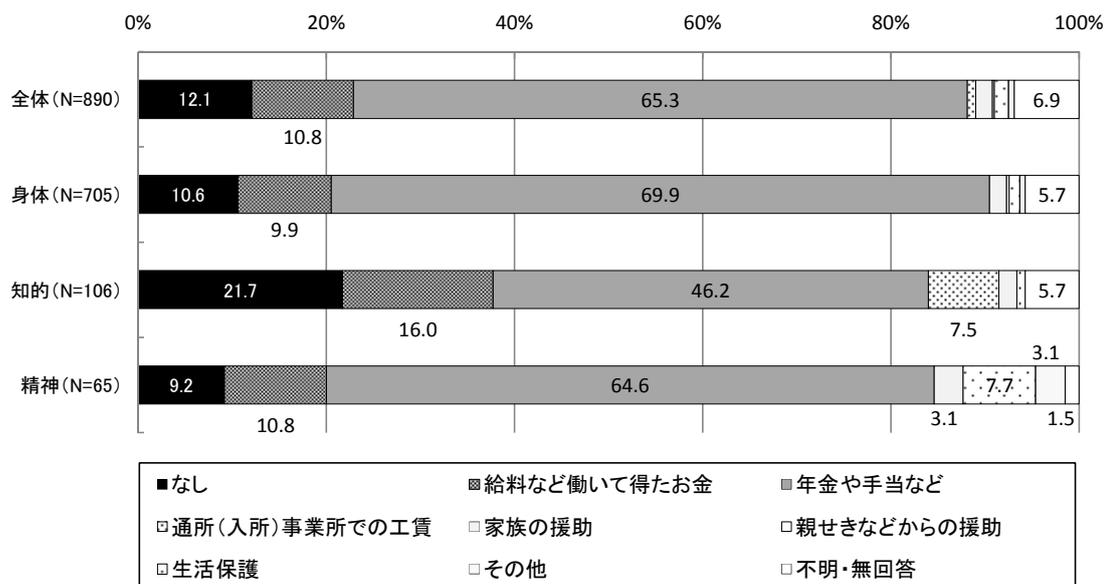
所持手帳別にみると、知的において「賃貸住宅」が17.0%、「障がい者支援施設」が15.1%、「ケアホームやグループホームなど」が11.3%と身体や精神と比べ高くなっています。



資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

③世帯の主な収入源

主な収入について全体では「年金や手当など」が65.3%で最も高くなっています。次いで「なし」が12.1%、「給料など働いて得たお金」が10.8%となっています。

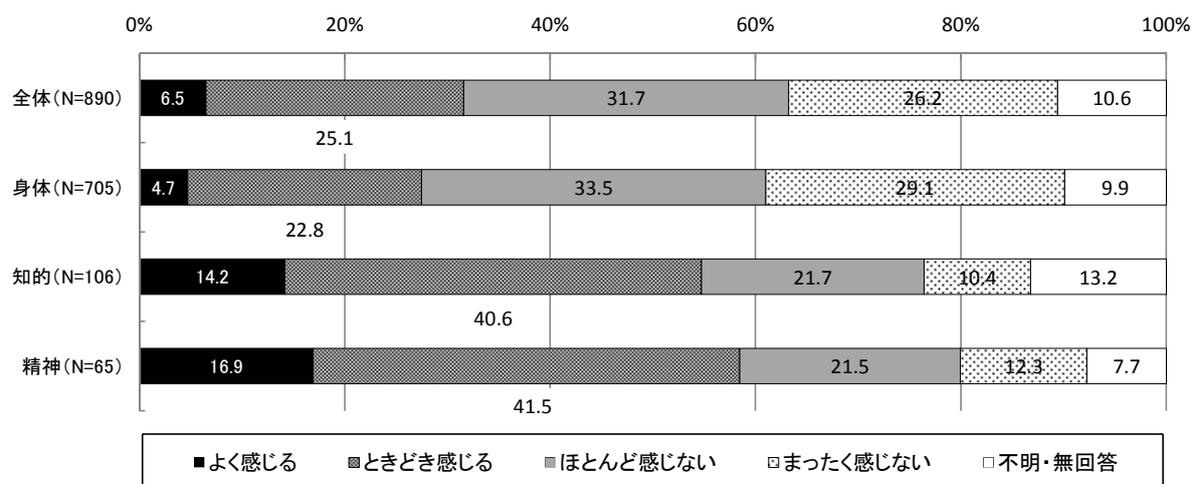


資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

④差別や偏見を感じるか

日常生活において差別や偏見を感じるかについてみると、全体では「ほとんど感じない」が31.7%で最も高くなっています。次いで「まったく感じない」が26.2%、「ときどき感じる」が25.1%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「ほとんど感じない」が33.5%で最も高く、次いで「まったく感じない」が29.1%となっており、差別や偏見を『感じていない』方が多いことがわかります。対して、知的・精神では「ときどき感じる」が最も高く、それぞれ40.6%、41.5%となっています。

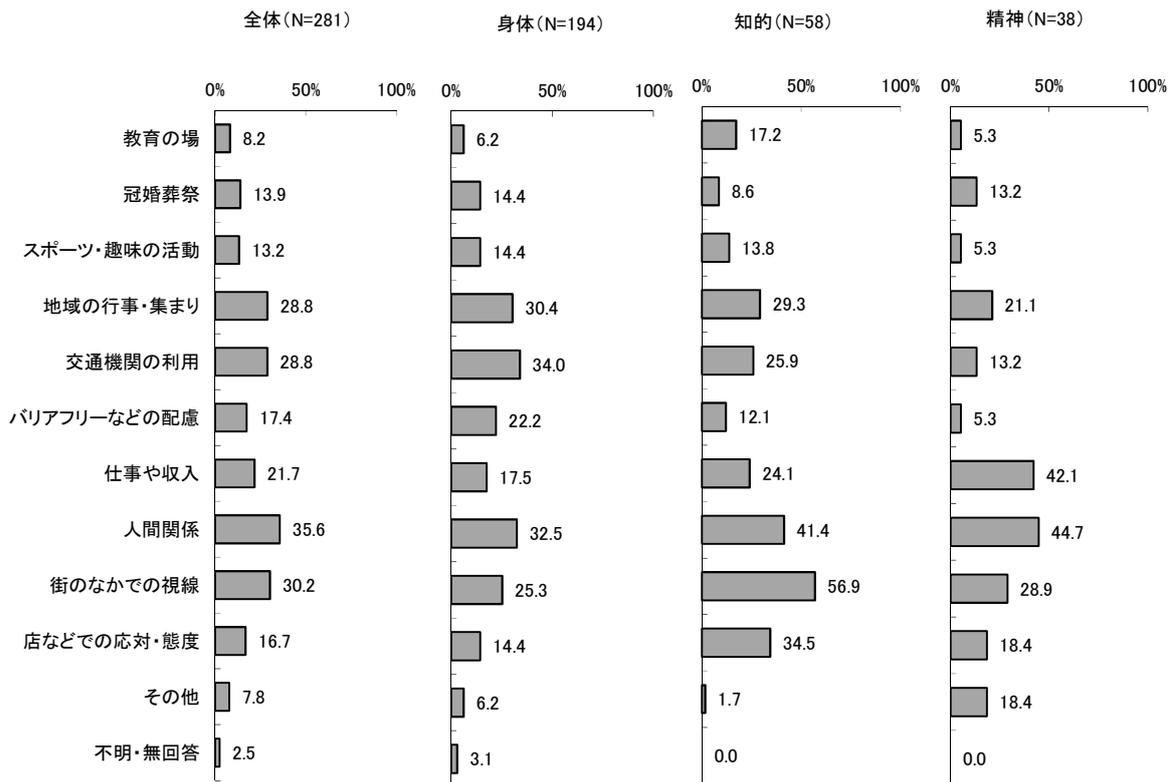


資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

⑤差別や偏見をどこで感じるか

差別や偏見をどこで感じるかについてみると、全体では「人間関係」が35.6%で最も高くなっています。次いで「街のなかでの視線」が30.2%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「交通機関の利用」が34.0%で最も高く、次いで「人間関係」で32.5%となっています。知的では「街のなかでの視線」が56.9%で最も高くなっており、精神では「人間関係」が44.7%で最も高くなっています。

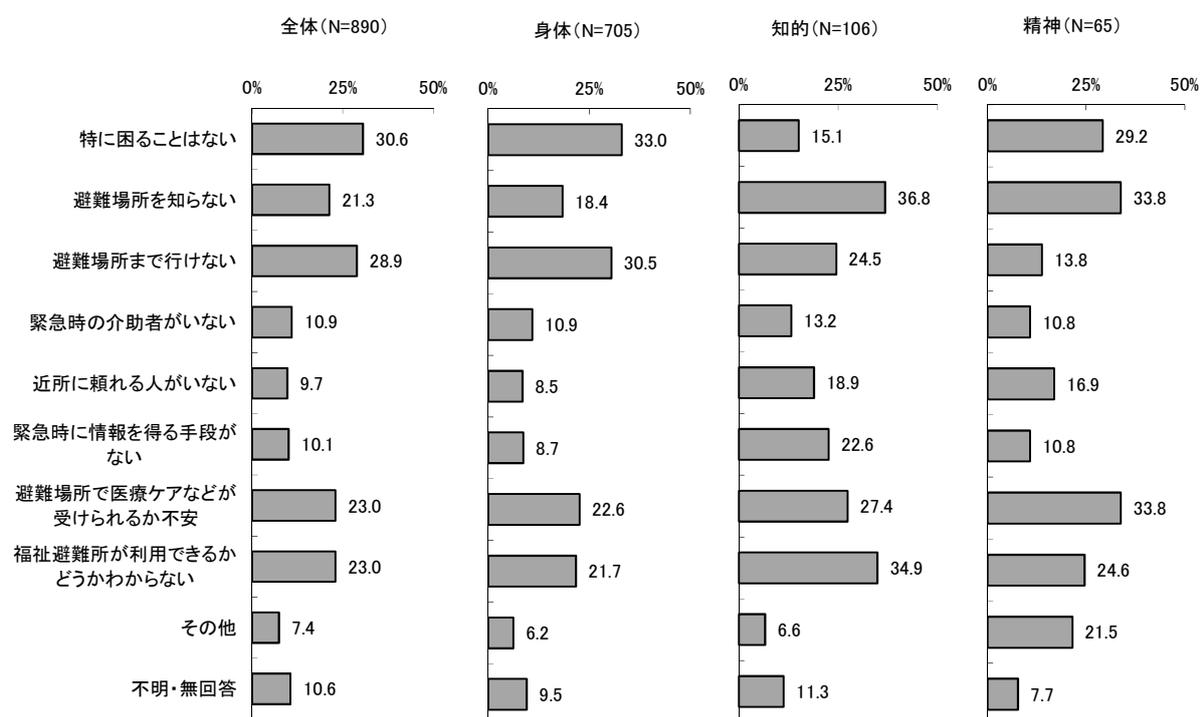


資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

⑥地震等災害の時に困ること

災害時に困ることについてみると、全体では「特に困ることはない」が30.6%で最も高くなっています。次いで「避難場所まで行けない」が28.9%、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」と「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」がともに23.0%となっています。

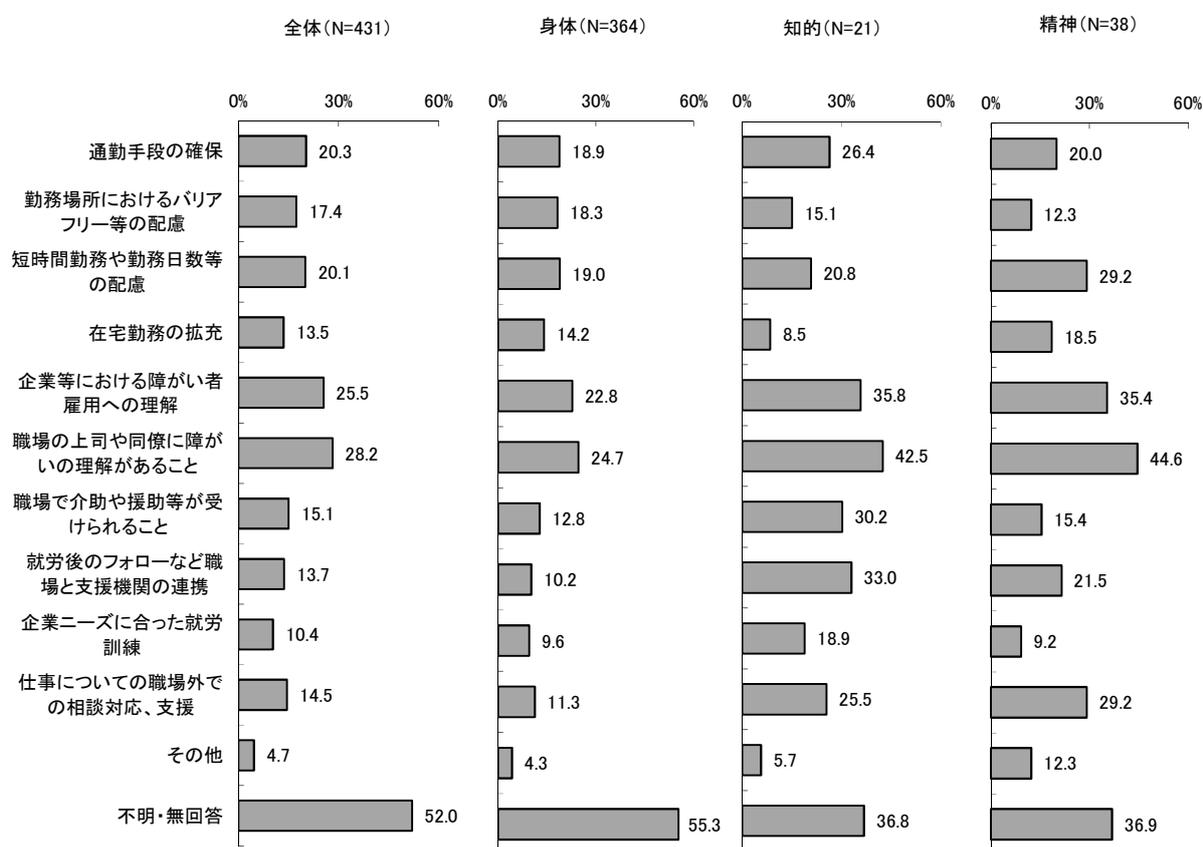
所持手帳別にみると、知的では「避難場所を知らない」が36.8%で最も高くなっています。次いで「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」が34.9%、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が27.4%となっています。精神では「避難場所を知らない」と「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」がともに33.8%で最も高くなっています。



資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

⑦就労支援について

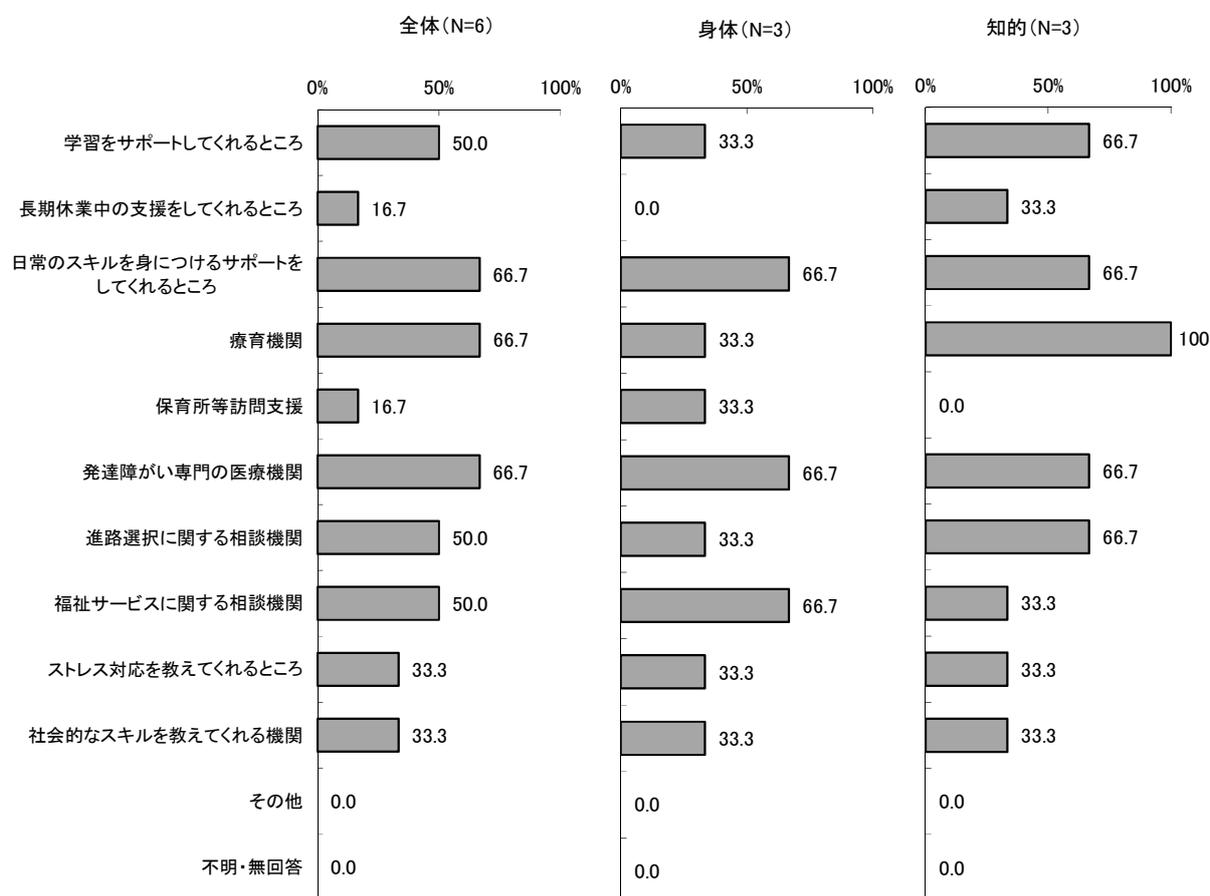
障がい者への就労支援として必要だと思うことについてみると、全体では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が28.2%で最も高くなっています。次いで「企業等における障がい者雇用への理解」が25.5%、「通勤手段の確保」が20.3%となっています。



資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

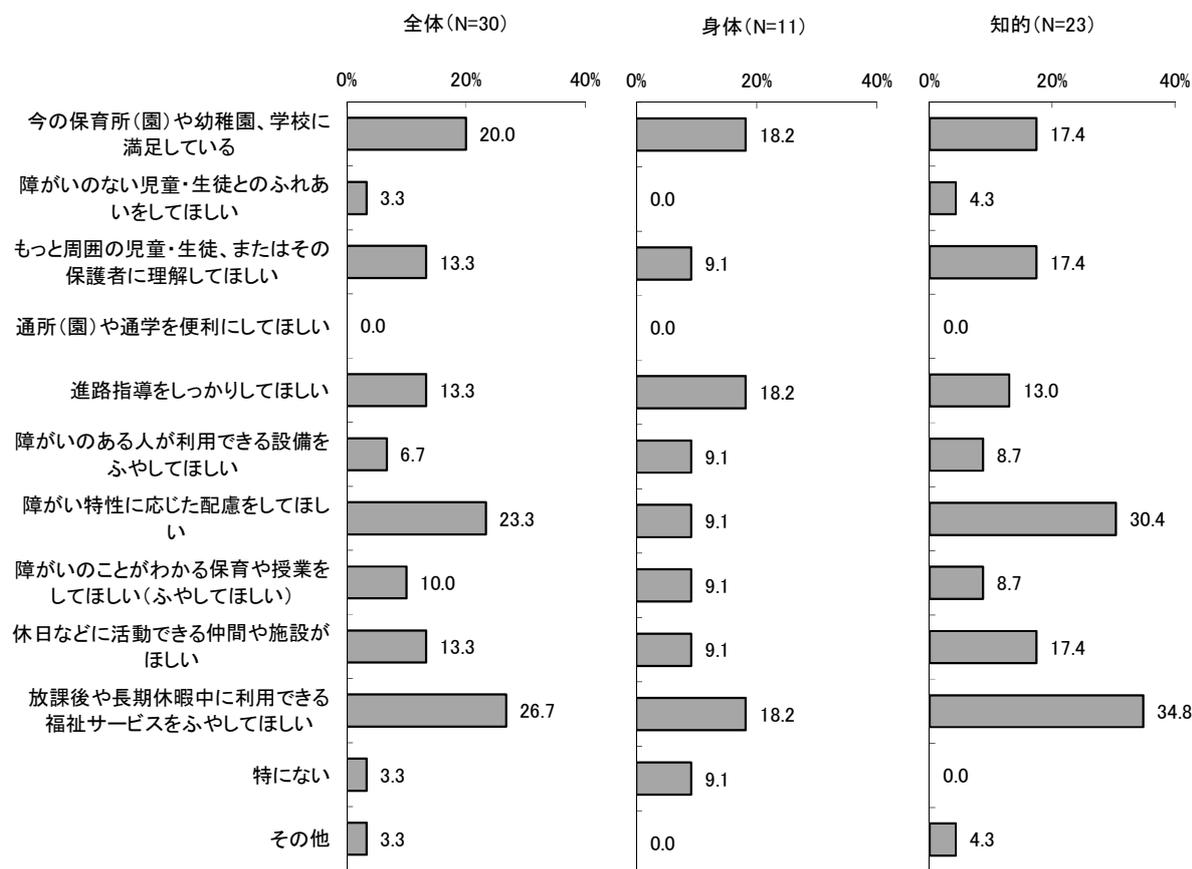
⑧教育・保育・療育について

求める療育・保育に関する支援についてみると、全体では「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」と「療育機関」、 「発達障がい専門の医療機関」がそれぞれ4件(66.7%)で最も多くなっています。



資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

保育や教育に今後必要なことについてみると、全体では「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」が26.7%で最も高くなっています。次いで「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」が23.3%、「今の保育所（園）や幼稚園、学校に満足している」が20.0%となっています。

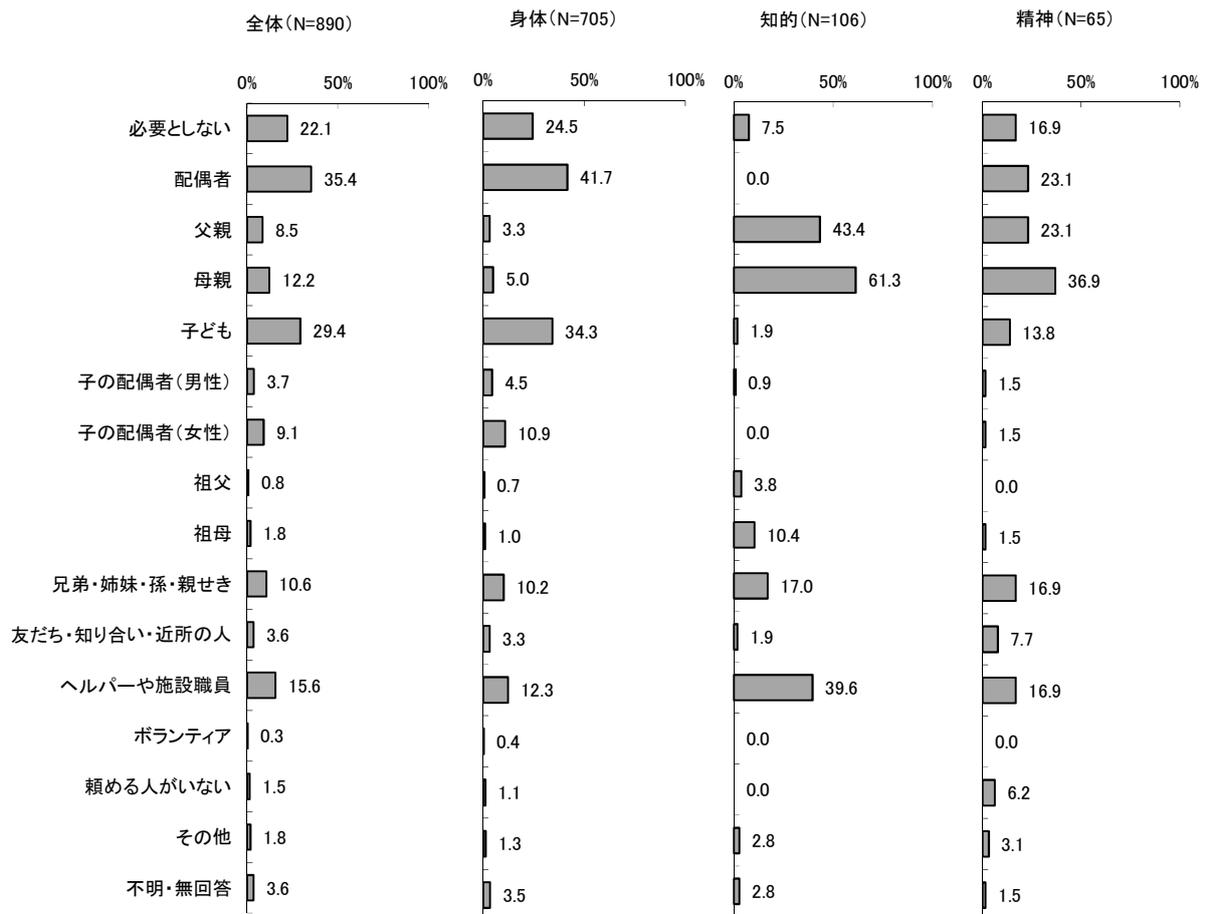


資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

⑨介助者の状況について

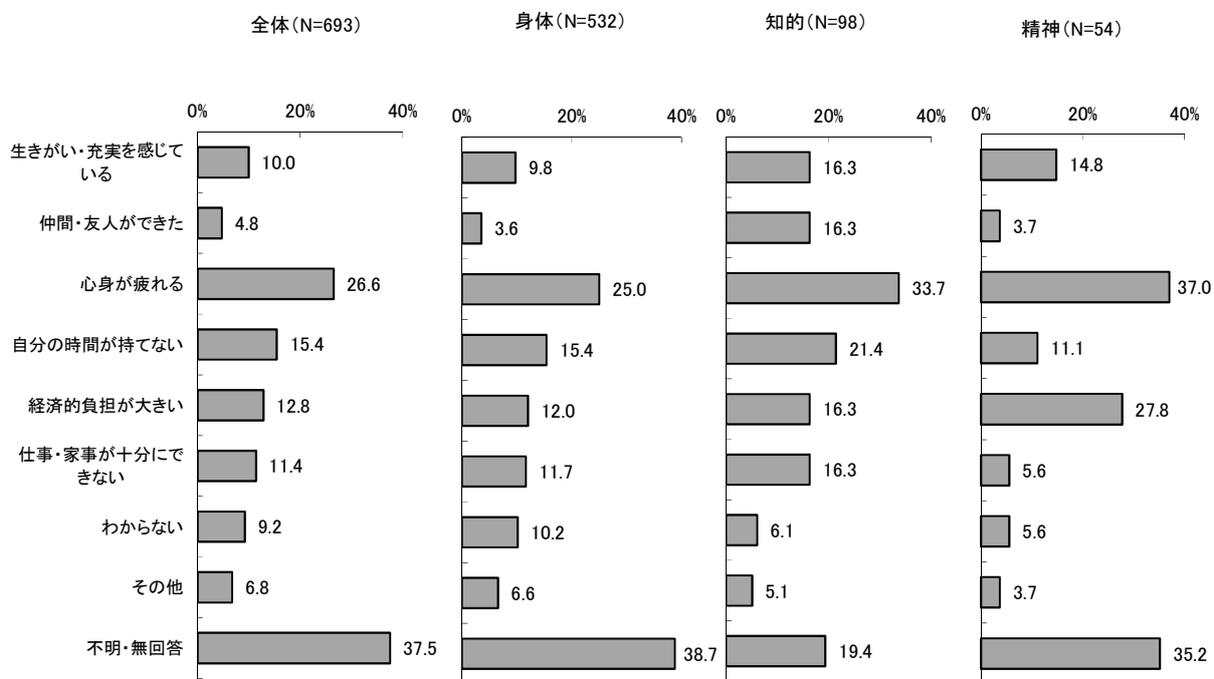
主な介助者についてみると、全体では「配偶者」が35.4%で最も高くなっています。次いで「子ども」が29.4%、「必要としない」が22.1%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「配偶者」が41.7%で最も高く、次いで「子ども」が34.3%、「必要としない」が24.5%となっています。知的では「母親」が61.3%で最も高く、次いで「父親」が43.4%、「ヘルパーや施設職員」が39.6%となっています。精神では「母親」が36.9%で最も高く、次いで「配偶者」と「父親」が23.1%となっています。



資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

介助者が介助についてどのように感じているかについてみると、全体では「心身が疲れる」が26.6%で最も高くなっています。次いで「自分の時間が持てない」が15.4%、「経済的負担が大きい」が12.8%となっています。

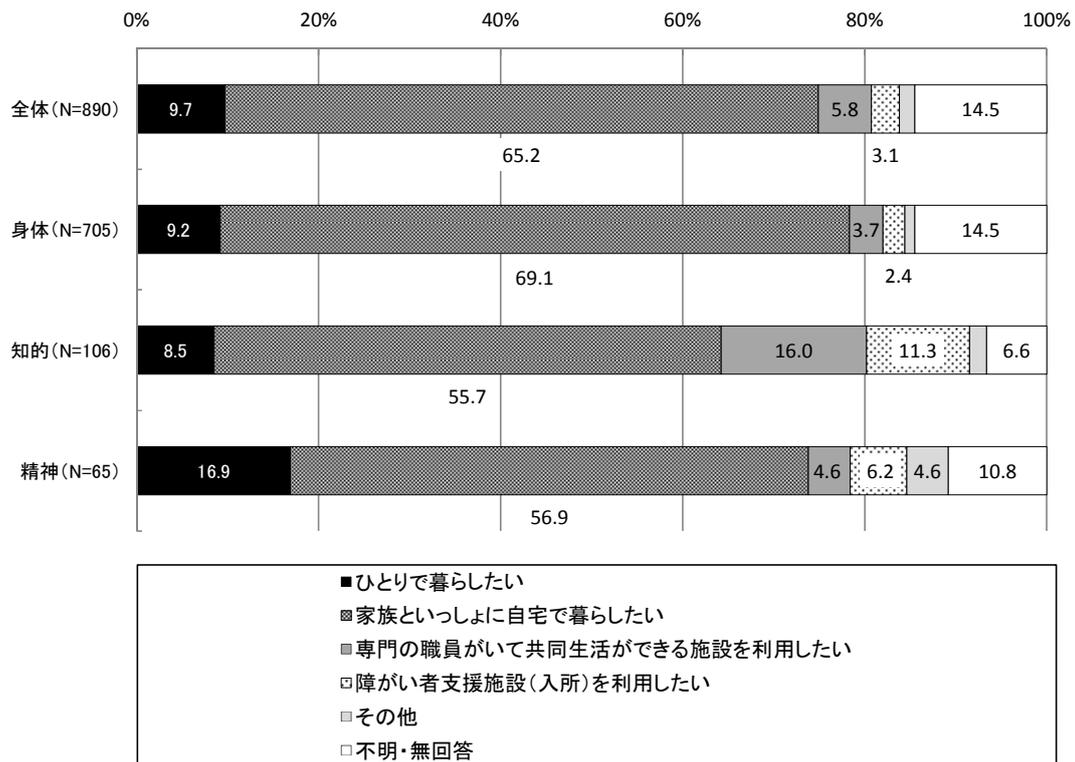


資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

⑩今後の希望する生活について

今後どのように暮らしたいかについてみると、全体では「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が65.2%で最も高くなっています。次いで「ひとりで暮らしたい」が9.7%、「専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい」が5.8%、「障がい者支援施設を利用したい」が3.1%となっています。

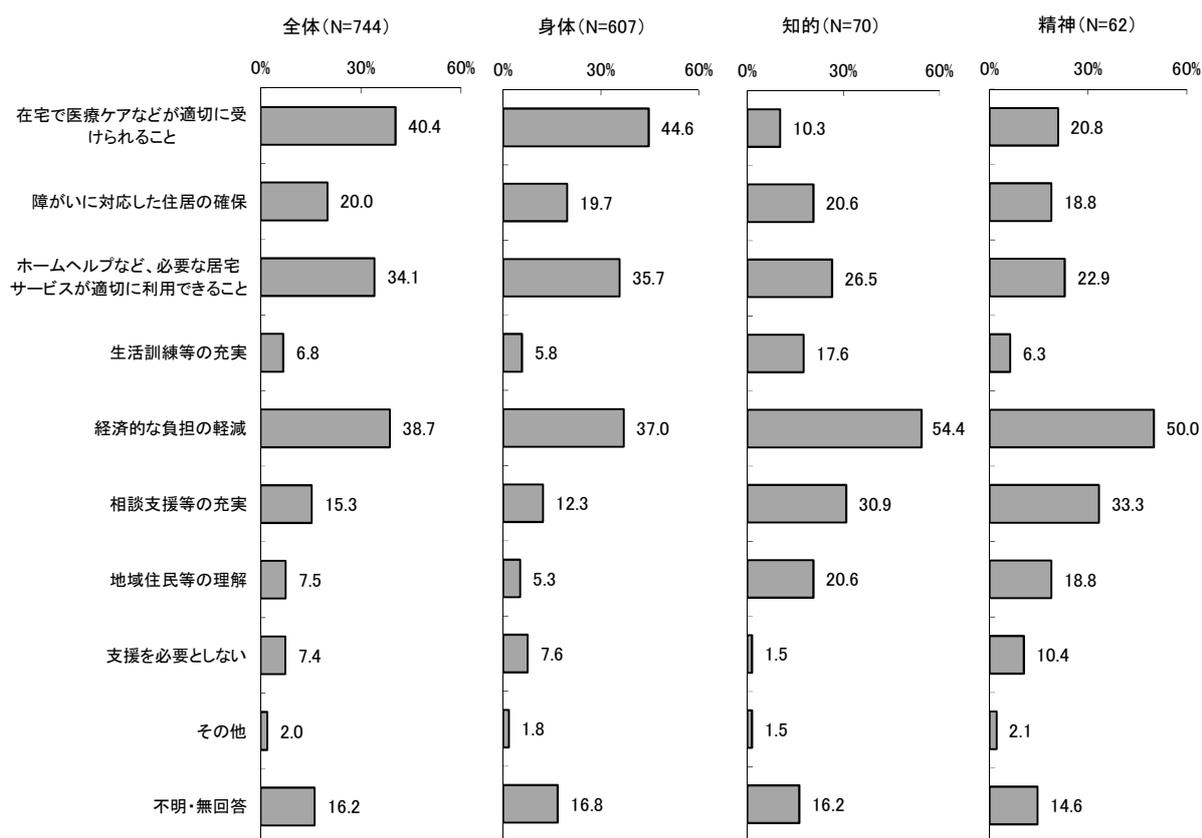
所持手帳別にみると、知的において「専門の職員がいて共同生活ができる施設を利用したい」と「障がい者支援施設を利用したい」が身体・精神に比べ高い割合となっています。



資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

在宅で暮らす際、どのような支援があったらよいかについてみると、全体では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が40.4%で最も高くなっています。次いで「経済的な負担の軽減」が38.7%、「ホームヘルプなど、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が34.1%となっています。

所持手帳別にみると、知的・精神においては「経済的な負担の軽減」がそれぞれ54.4%、50.0%と最も高くなっています。次いで、ともに「相談支援等の充実」がそれぞれ30.9%、33.3%となっています。

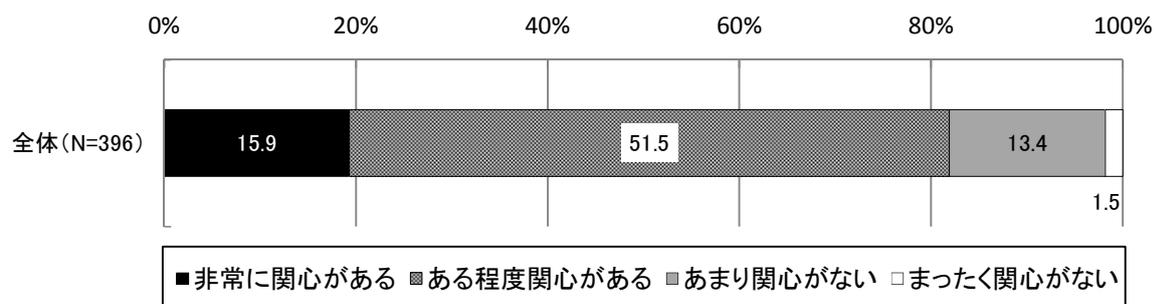


資料：アンケート調査（調査対象は障がい者）

(4) 調査結果【一般市民調査】

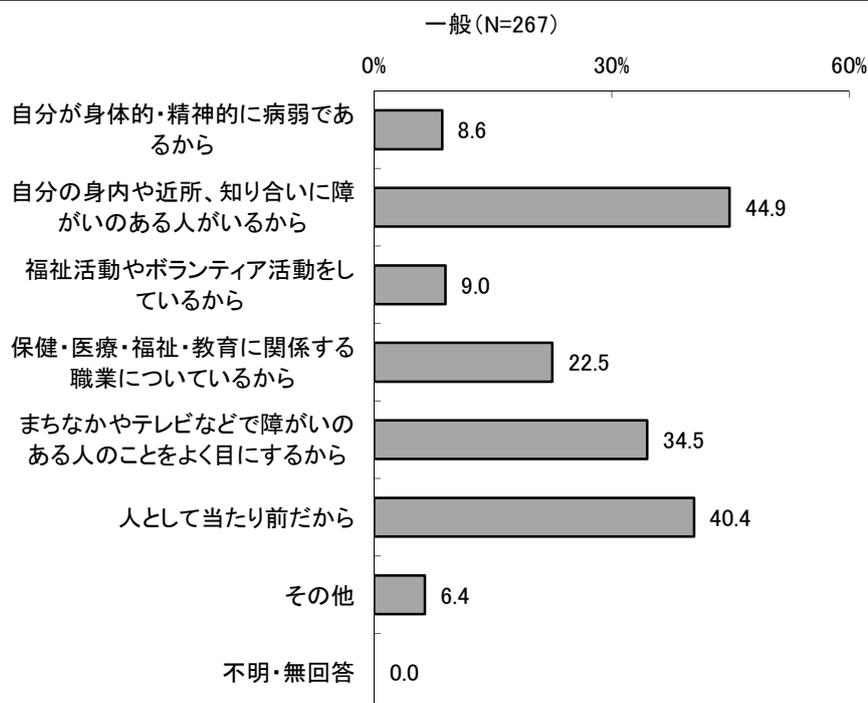
①障がい者の福祉への関心について

障がい者の福祉への関心についてみると、「ある程度関心がある」が 51.5%で最も高くなっています。次いで「非常に関心がある」が 15.9%、「あまり関心がない」が 13.4%となっています。



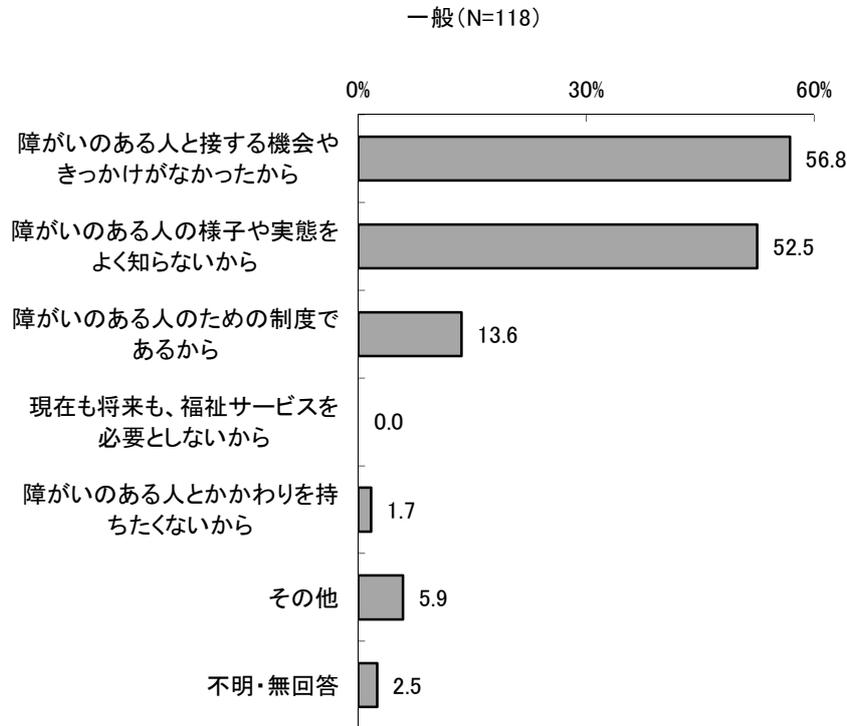
資料：アンケート調査（調査対象は一般市民）

障がい者の福祉へ関心を持った理由についてみると、「自分の身内や近所、知り合いに障がい者がいるから」が 44.9%で最も高くなっています。次いで「人として当たり前だから」が 40.4%、「まちなかやテレビで障がい者のことをよく目にするから」が 34.5%となっています。



資料：アンケート調査（調査対象は一般市民）

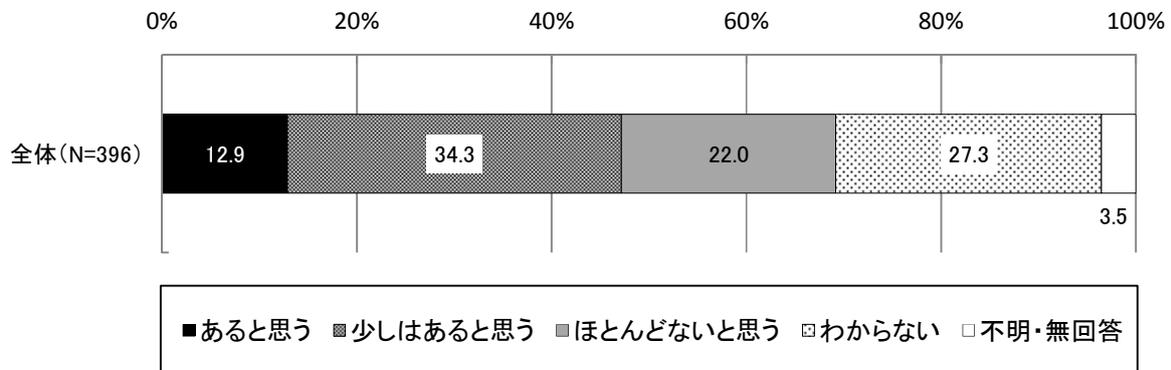
障がい者の福祉への関心がない理由についてみると、「障がい者と接する機会やきっかけがなかったから」が56.8%で最も高くなっています。次いで「障がい者の様子や実態をよく知らないから」が52.5%、「障がい者のための制度であるから」が13.6%となっています。



資料：アンケート調査（調査対象は一般市民）

②本市における障がい者への差別や偏見の有無について

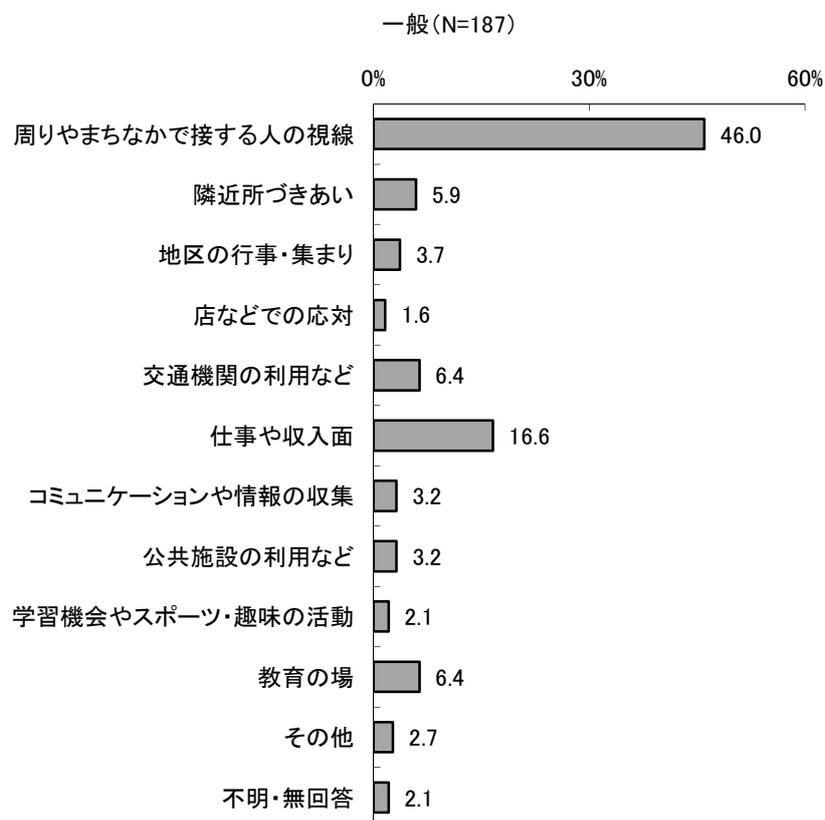
本市では障がい者に対し、差別や偏見があるかについてみると、「少しはあると思う」が34.3%で最も高くなっています。次いで「わからない」が27.3%、「ほとんどないと思う」が22.0%、「あると思う」が12.9%となっています。



資料：アンケート調査（調査対象は一般市民）

③どのような場合に差別や偏見を感じるかについて

どのような場合に差別や偏見を感じるかについてみると、「周りやまちなかで接する人の視線」が46.0%で最も高くなっています。次いで「仕事や収入面」が16.6%、「交通機関の利用など」と「教育の場」が6.4%となっています。



資料：アンケート調査（調査対象は一般市民）

(5) アンケート調査からみた課題

分野	課題
障がい者理解	<p>○障がい者が差別や偏見を感じる場面も少なからず存在しており、特に人間関係やまちなかでの視線から差別や偏見を感じています。障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発が必要です。</p> <p>○一般市民において、障がい者への差別や偏見があると思う、少しはあると思うと回答した人が半数近くに上り、障がい者への理解促進を促す活動の推進が必要です。</p> <p>○身近な地域での交流の促進が課題と言えます。</p>
災害時の支援	<p>○避難場所まで行けないという人が依然多く、地域での災害時の避難や安否確認体制の構築が必要です。</p> <p>○福祉避難所や避難場所での医療ケアの充実を求める声も多く、今後の課題と言えます。</p>
雇用・就労	<p>○障がい特性や状態、ニーズ等に応じた雇用・就労の場の確保が必要です。</p> <p>○事業主や企業等が障がいを正しく理解する啓発活動が必要と言えます。</p>
教育・療育	<p>○放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスの充実が必要です。</p>
介助者	<p>○介助者の3割近くの方が心身の疲れを感じていることから、介助者に対するケアの体制構築も課題のひとつと言えます。</p>
相談情報提供	<p>○障がい者相談支援事業所の周知が必要です。</p> <p>○身近な地域での相談から専門的な相談まで総合的な相談体制の構築。</p> <p>○進路についてのきめ細やかな相談・指導。</p> <p>○障がい者制度やサービス等についての情報提供の充実。</p>
生活支援福祉サービス	<p>○親亡き後の生活支援が必要です。</p> <p>○保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助が必要です。</p> <p>○在宅生活を支援するための、障がい福祉サービスの充実や地域での見守りや助けあい、支えあいの地域福祉活動の促進が今後の課題と言えます。</p> <p>○ニーズ（曜日や時間、身近な場所等）に対応できる福祉サービスの量と質の確保が必要です。</p> <p>○学習・趣味活動等の相手や介助、外出時の付き添い等のボランティアの育成が必要です。</p>

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者基本法第1条に規定されるように、障がい者に関わる施策は、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして実施される必要があります。また、基本原則として、地域社会における共生や言語（手話を含む）等の意思疎通手段の選択の機会の確保等を新たに掲げるとともに、差別等の禁止の観点から社会的障壁の除去について合理的な配慮がされなければならない旨が明記されました。

障がい者の自立と社会参加を促進するためには、従来の社会的な制度や慣行、観念等を改善、あるいは打破するとともに、社会を構成するだれもが「必要かつ合理的な配慮」について真剣に自分のこととして考えていく必要があります。そして、住民一人ひとりの支えあいや助けあいにより合理的配慮の実践を広げ、障がいの有無にかかわらず、だれもが誇りと尊厳を持ち、社会を構成する一員として、一人ひとりが大切にされ、ともに生きる社会の実現をめざすことが重要です。

このような観点に立ち、本計画では「住み慣れた地域でいきいきと暮らすために」「安心して安全な社会性活を送るために」「健やかで活力ある生活を支えるために」を基本目標に、今後めざすべき社会を『地域の輪がひとつになって』とします。

地域の輪がひとつになって

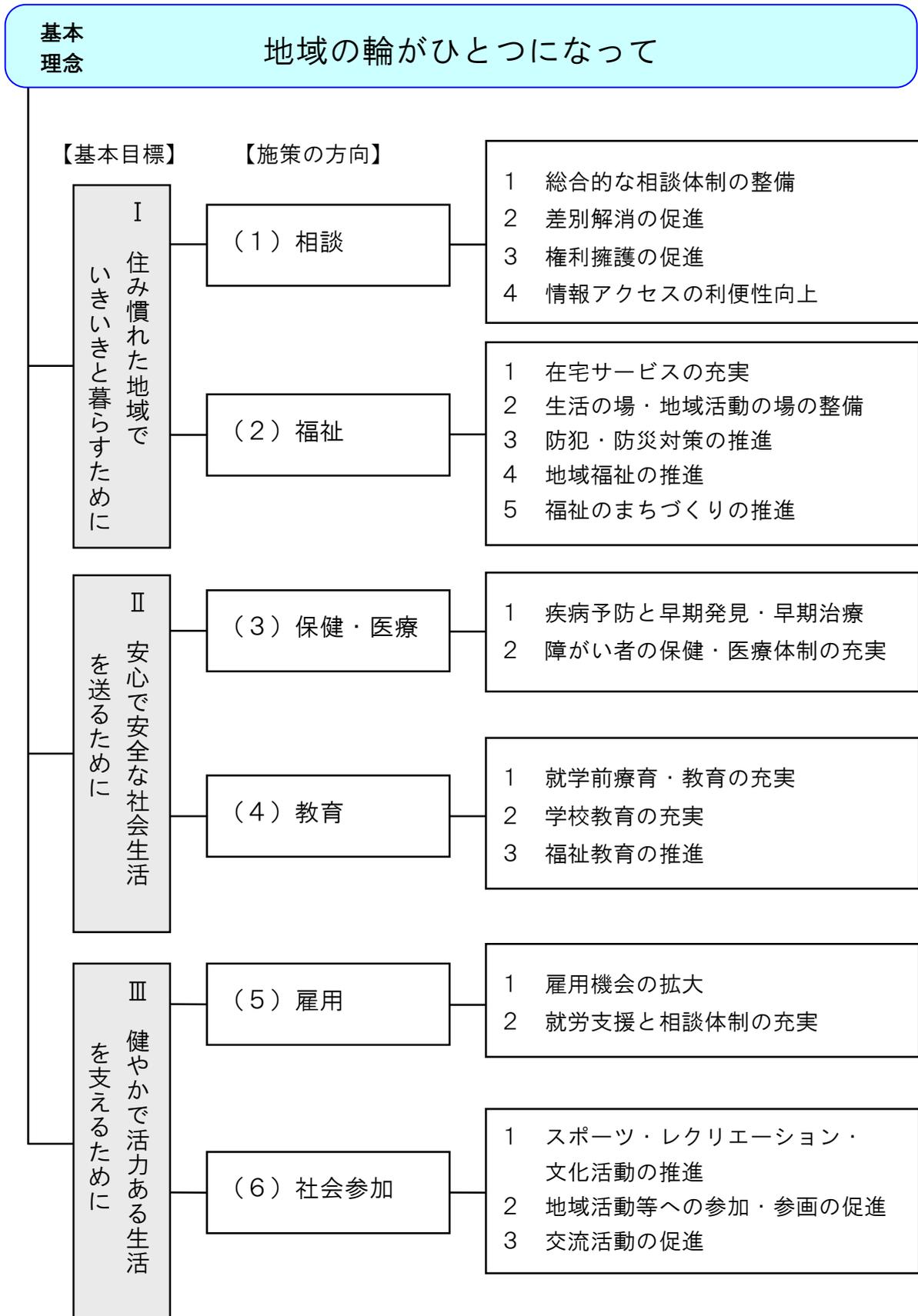
障がい者が必要な支援を受けながら、その人らしく自らの能力を最大限発揮し、自立して安心して暮らすことができるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去し、人々の多様な在り方を相互に認めあえる共生社会の実現に向けて、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

2 計画の基本目標

国が定めている「障害者基本計画（第3次）」においては、平成25年度から平成29年度までの5年間を対象としています。「障害者基本計画（第2次）」では、平成23年度の障害者基本法の改正、平成24年度の障害者総合支援法の制定、平成25年度の改正障害者基本法における「差別の禁止」の原則化と大きな流れがあり、また平成26年度には「障害者権利条約」に批准するなど、国内法令や障がいのある方への支援等の整備が図られてきました。

これからは、上記の流れを汲み、国民だれもが相互に尊重し支えあう共生社会の実現に向け、障がいのある方の自立と社会参加を促進していきます。そのため、各分野に共通する横断的な視点が設定されています。

3 施策の体系



第4章

施策の展開

基本目標 I 住み慣れた地域でいきいきと暮らすために

本市では、障がい者に対する理解を深めるため、また、障がい者を含め広く人権に対する理解を深めるため、パンフレットの作成・配布や広報への障がい福祉や人権に関する記事の掲載、人権週間の行事、福祉教育等を行ってきました。

相談体制については、窓口での対応のほか、各種関係機関等においてそれぞれの分野に対応した専門的な相談に応じています。

情報提供に関しては、窓口での対応のほか、広報紙やホームページ・パンフレットの活用により、制度改正等に関する情報の提供を行うとともに、聴覚障がい者に対する手話通訳の派遣等の支援を実施しています。

また、権利擁護の視点については、障がい者に対するアンケート調査によると、差別や偏見を感じるとする回答は、平成18年に実施した前回調査に比べて、身体障がい者は27.0%から27.5%に、知的障がい者が56.1%から54.8%に、精神障がい者が50.0%から58.4%と推移しており、差別や偏見への対策は今後さらに重要性を増していくところです。知的障がい者等、判断能力が十分でない人が財産管理や在宅サービスの利用等で自己に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度等の利用支援を行います。また、後見には至らないが支援が必要な人に対しても、適切なサービス等が提供できるよう努めます。

障害者総合支援法の施行により、障がい福祉サービスを利用するすべての人に対しサービス利用計画の作成が必要となり、障がい者の状態やニーズ等に対応し、きめ細かな支援体制の整備に努めます。障がいの有無にかかわらず、相互の個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現は、国において障がい者制度改革の柱となり、障害者基本法の改正の基本原則にもなっています。また、平成23年6月には「障害者虐待防止法」が成立したことも受け、障がい者に対する理解を深めるとともに、人権尊重を一層、啓発普及していく必要があります。さらに、障がい者が福祉サービスを利用しながら地域での生活を継続できるよう、成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。

(1) 相談

施策の方向1 総合的な相談体制の整備

①相談支援の充実

- ・葛城市社会福祉課が中心となり、関係課と連携して、情報提供及び相談対応の充実に努めます。
- ・相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実に努めます。

②専門的相談への対応

- ・専門的な支援が必要な困難事例等に対応するため、必要な体制の整備に努めます。また、発達障がい者については県が設置している奈良県発達障がい支援センター「であ〜」と連携し、支援体制の充実に努めます。
- ・臨床（発達）心理士が、市内の各保育所、幼稚園、小学校を巡回し、職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています（地域生活支援事業）。

③地域における相談活動の充実

- ・民生・児童委員、人権擁護委員、福祉推進委員をはじめ、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員による相談の周知を図るとともに、個人情報保護に留意しながら、必要な情報の提供等の支援を行い、相談支援の充実に努めます。

④相談支援ネットワークの整備

- ・中和地区3市1町障がい者自立支援協議会において、相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方の協議等の促進を図ります。
- ・各相談機関の連携を図り、ライフステージで途切れることなく支援の継続・調整を図る相談支援・コーディネートの仕組みをつくり出します。
- ・民生・児童委員等の地域の相談員、社会福祉課や健康増進課、相談支援事業者のネットワーク化を図り、身近な相談支援体制を整備します。

施策の方向 2 差別解消の促進

①障がい者差別解消への取り組みの充実

- ・「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。
- ・平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に向けて、国や奈良県と連携して障がい者への差別解消に関わる啓発に努めるとともに、法制度等に基づく取り組みを推進します。また、法の施行後においても国の策定する基本方針に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

②人権意識の普及・高揚

- ・人権についての市民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を積極的に推進し、相互の基本的な人権を尊重しあう正しい人権意識の普及・高揚を図ります。

施策の方向 3 権利擁護の促進

①権利擁護体制の確立

- ・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及・啓発を図ります。身寄りがいないなどの理由から、成年後見制度を利用することが難しい障がい者に対しては、市長申し立てを積極的に行い、権利擁護を推進します。

②障がい者虐待への対応

- ・平成 23 年 6 月障害者虐待防止法が成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。
- ・本市においては、葛城市虐待等防止ネットワークを活用し、社会福祉課において関係機関と連携しながら、通報の受理、保護、養護者への指導・助言を行っています。

施策の方向4 情報アクセスの利便性向上

①広報紙の充実と活用

- ・「広報かつらぎ」や社会福祉協議会広報紙「ゆうあい通信」、そのほか障がい者団体や施設が作成する会報、市ホームページ等の広報媒体を活用し、市民の理解と啓発を推進します。
- ・「広報かつらぎ」については、ノーマライゼーションの視点に立った啓発記事づくりを進め、障がい者関連情報・記事を充実します。

②関係機関・組織との連携

- ・社会福祉協議会や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、民生・児童委員等と連携し、障がいや障がい者についての正しい認識を深めるための広報・啓発活動を推進します。

③「障がい者週間」等の周知と行事の活用

- ・「障がい者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障がい者雇用支援月間」（9月）の周知を図ります。
- ・「障がい者の日」（12月9日）等の行事やシンポジウム等のイベントの機会を活用して効果的な広報・啓発活動を推進します。

④意思疎通支援事業の推進

- ・障害者総合支援法に基づき、聴覚障がい等により、意思疎通が困難な障がい者の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者の派遣を行います。
- ・聴覚障がいのある方が市役所窓口で手続き等をスムーズに行えるよう、手話通訳者を設置します。

⑤手話奉仕員養成研修事業の推進

- ・聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。1年おきに入門課程と基礎課程の養成講座を開講し、2年通しての受講で手話奉仕員の養成講習が終了するよう設定します。
- ・今後、養成講習を修了した方に、市の手話奉仕員として登録していただき、意思疎通支援事業の手話通訳者の派遣業務に従事していただけるような制度の構築をめざします。

(2) 福祉

施策の方向1 在宅サービスの充実

①障がい状態等の的確な把握

- ・障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すため、障害支援区分の認定を実施しています。障害支援区分認定にあたっては、医師を含めた複数の委員からなる審査会を開催し、障がいの状態等の的確な把握に努めます。

②ケアマネジメント体制の充実

- ・障がい福祉サービスを利用する障がい者には、指定特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業により、相談支援専門員が希望されるサービスのサービス等利用計画を作成し、モニタリングを行います。相談支援専門員は、基本相談を含め、障がい者の生活を総合的に支援します。また、入所・入院からの地域移行・地域定着に向けた支援も行います。
- ・相談支援がスムーズに行えるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

③訪問系サービスの充実

- ・居宅での食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う、「居宅介護」や「重度訪問介護」「重度障がい者等包括支援」により、重度障がい者を含めた障がい者の居宅での生活を支援します。
- ・サービスの実施にあたっては、既に基盤のある「居宅介護」「重度訪問介護」について支援員に対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。
- ・現在、サービスの整っていない「重度障がい者等包括支援」（寝たきり、気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を要する者、最重度知的障がい者対象）については、将来対象者が見込まれることから、事業者の確保に努めます。
- ・介護給付の支給決定者以外でも支援が必要な人に対しては、支援員等を居宅に派遣し、家事援助等を行います（地域生活支援事業）。

④移動支援の充実

- ・「行動援護」や「移動支援」により、外出時の移動を支援します。
- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、「同行援護」による外出の支援を行います。
- ・サービスの実施にあたっては、既に基盤があるため、サービスの質の向上に努めるとともに、事業者への情報提供等により、さらなる参入促進を図ります。

⑤日中活動系サービスの充実

- ・障がい者が日中に自立した生活を送るため、「生活介護」「就労継続支援B型」の充実を図ります。
- ・「自立訓練」、「就労移行支援」「就労継続支援A型」については、利用者のニーズに対応できるように事業者の確保に努めます。

⑥一時的支援の充実

- ・ 障がい者を介護する家族の負担を軽減するため、「短期入所」や「日中一時支援事業」を実施します。
- ・ サービスの実施にあたっては、実施事業者の確保に努めます。

⑦日常生活用具等の支援の充実

- ・ 障がい者の日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具給付等事業・補装具費の支給を実施します。

⑧各種福祉手当の支給

- ・ 障がい基礎年金等の公的年金制度や重度心身障がい者等福祉年金、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、心身障がい者介助慰労金等の各種福祉手当を支給します。
- ・ 障がい者手帳の所持者が年々増加する中、受給資格者に対して不利益が生じないよう、手続きに関して適切な情報提供を行います。

⑨各種助成制度等の実施

- ・ 障がい者の所得税、住民税、相続税、贈与税、自動車税、事業税（あんま、はり等）等の控除、軽減・非課税等の措置に対する周知を図ります。
- ・ 障がい者の県の文化・スポーツ・レクリエーション施設、公園、市の文化施設、NHK放送受信料、JR等の旅客運賃・有料道路通行料金等の割引制度の周知と活用を図ります。

施策の方向 2 生活の場・地域活動の場の整備

①地域活動の場の確保

- ・ 創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、「地域活動支援センター」の機能の充実を図ります。

②施設から地域生活への移行促進

- ・入所等から地域生活への移行を促進するため、地域移行支援や地域定着支援といった相談支援事業を利用し、自立支援の観点から、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービスを提供し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現できるように、提供体制の整備に努めます。

③入所施設の確保

- ・地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、既存施設を中心として必要な施設の確保に努めます。

施策の方向3 防犯・防災対策の推進

①防犯体制の整備

- ・障がい者や高齢者を狙った消費者被害防止のため、広報やパンフレットをはじめ、あらゆる機会を活用して悪徳商法等についての情報提供を行います。また、併せて、苦情等に対する相談の充実に努めます。

②防災体制の整備

- ・防火・防災知識の普及に努め、消火器の設置、家具の固定、安全な部屋での就寝等、防火・防災意識の向上を図ります。また、地域防災マップによる危険か所や避難場所の周知徹底を図ります。
- ・防災行政無線や有線放送を活用するなどあらゆる情報通信媒体を使って、災害時に障がい者への確かな災害情報を提供します。
- ・今後も各地域での自主防災組織の結成を支援していきます。自主防災組織の結成を通じて、地域住民の防災への意識の向上を図るとともに、平常時からお互いに助けあい、協力しあう関係を築き、災害に強い地域づくりを推進します。

③地域における支援体制づくり

- ・ 地域犯罪や万一の火災や地震等の緊急時において、障がい者の救出や救護対策として、地域の自主防災組織や民生・児童委員等、地域住民が一体となった協力体制づくりを行います。
- ・ 障がい者等の災害弱者に対応するため、「葛城市地域防災計画」の災害時要援護者対策を基本としながら、地域で障がい者の了解を得た上で登録制の災害時要援護者台帳を作成し、各人の障がいに適した情報伝達方法、避難誘導體制、避難場所等の把握に努めます。

施策の方向4 地域福祉の推進

①地域における見守りネットワークづくり

- ・ 地域で生活している障がい者とその家族が安心して暮らしていけるように、コミュニティ組織や民生・児童委員、福祉推進委員等と連携を図りながら、地域において障がい者を見守り、支援を行うネットワークづくりに努めます。

②障がい者団体の自主活動への支援

- ・ 「身体障がい者福祉会」、「手をつなぐ育成会」等、障がい者団体については、それぞれの目的に沿った自主的活動を支援します。

施策の方向5 福祉のまちづくりの推進

①福祉のまちづくりの普及・啓発

- ・ 障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発に奈良県が推進している、まほろば「あいサポート運動」を利用し、障がいの有無にかかわらず、だれもが暮らしやすい共生社会の実現をめざします。

②公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

- ・施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の特性等を把握した上で、障がい者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や、障がい者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設置等を推進します。
- ・今後、新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインを踏まえ、すべての市民が利用しやすい整備を促進します。

③道路環境の整備

- ・都市計画道路新庄駅前通り線（950m）等の主要道路については、車いすですれ違いができ、安全で快適に利用できる幅の広い歩道（幅員2m以上）整備を行いました。
- ・主要駅の駅前広場、駅前駐輪場整備を順次進めます。
- ・旧歩道の拡幅や段差・傾斜の解消、白線等の誘導ラインや点字ブロック等、障がい者に限らず、すべての人にとって安全な道路環境の整備を進めるとともに、道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善に努めます。



④移動環境の整備

- ・市内の各地域と「ゆうあいステーション」を定期的に運行している「ゆうあいバス」については、常に利用者のニーズを把握できる体制を整え、その充実に努めます。
- ・市内公共施設へのアクセス性を高め、施設の有効利用促進を目的として運行しているコミュニティバス「葛城号」に加えて、平成19年度から補助ステップや手すりを装備した「ミニバス（10人乗りワゴン車）」を導入しました。今後さらに「ゆうあいステーション」「いきいきセンター」等を利用する障がい者や高齢者の利便性の向上を図ります。
- ・車いす利用や障がい者の乗降が容易な「ノンステップバス」や「リフト（昇降機）付きタクシー」の導入や駅、バス停周辺等のバリアフリー化について、関係機関及び民間事業者に働きかけます。
- ・福祉タクシーについては、基本料金の助成、利用券を使用できるタクシー会社の拡充を図るとともに、利用者への周知を図り利用を促進します。
- ・障がい者が自動車運転免許を取得する際、また就労目的等で自動車を取得し改造する際にその費用の一部を負担する「自動車運転免許・改造助成事業」を地域生活支援事業の社会参加促進事業として実施します。

⑤暮らしやすい住宅の整備

- ・段差の解消、手すりの取り付け等、住宅改修に要する経費の一部助成制度の周知徹底に努めるとともに、事業を引き続き実施します。

基本目標Ⅱ 安心で安全な社会生活を送るために

保健・医療に関して本市では、母子保健対策として妊娠時のペアレンツクラブ（両親教育）や4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査のほか、2歳6か月児には歯科健康検査を実施しています。このほか、妊産婦・乳幼児訪問、BPプログラム（親子の絆づくり教室）や7か月児教室（子育て講座）、乳幼児健康相談、すくすく相談（発達相談）、発達フォロー教室（きらりキッズ）等を実施し、疾病の予防と障がいの早期発見に努めるとともに、障がい児の発育・発達の不安や障がい児について家族が相談できる場として、適切なアドバイスを実施しています。近年は、核家族化や少子化、高齢出産や地域コミュニティの希薄化等で子育て環境の孤立等により子育て不安の増大を招いています。親の育児力の弱さにより子どもの発達を十分に伸ばすことができないなどにより、健診で言葉の遅れ等だけではなく、発達障がいの疑いのある子どもがみられ、よりきめ細やかな支援体制が必要です。すべての子どもが健やかに成長するために、また、楽しく子育て出来るような支援をしていきます。

成人に対しては、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、健康診査、各種がん検診、生活習慣病予防のための健康教室、健康相談等の各種保健事業を実施しています。子どもから高齢者まで、各ライフステージに応じた疾病の予防及び早期発見に努め、早期治療・早期リハビリを促していく必要があります。

アンケート調査において障がいのある児童の回答からは、進路や訓練、就職等の進路のことを不安や心配なことと約半数があげています。また、障がい児一人ひとりの状況に応じて、適切な指導・教育を望む声も3割近くになっています。

今後も、障がい児が専門的な療育や一人ひとりの障がいの状況に応じた保育・教育が受けられる体制づくりを進め、関係機関との連携・ネットワークの構築を強化し、より一層の療育・保育・教育体制の充実に取り組むことが必要です。

(3) 保健・医療

施策の方向1 疾病予防と早期発見・早期治療

①母子保健施策の推進

- ・妊娠・出産・育児についての不安解消と正しい知識の普及啓発のために「ペアレンツクラブ（両親教室）」の充実を図ります。
- ・障がいの原因となる疾病等を予防するとともに、発達障がいを含めた障がい児を早期に発見するため、妊娠中からの保健指導や、出生後は発達にあわせ定期的な健康診査を充実し、疾病の予防・障がいの早期発見に努めます。
- ・発達の遅れ、疾病や障がいのあることが疑われる乳幼児、育児不安をもつ親に対して適切な助言や指導を行う「心理発達相談（すくすく相談）」の充実を図ります。
- ・相談、訪問指導等から速やかに療育につなげられるように、関係機関との連携による早期療育支援体制の充実を図るため、情報交換・協力体制づくりを推進します。

②障がいの予防対策の推進

- ・健康診査や各種がん検診の受診率の向上に努めるとともに、健康診査、健康教室等の保健事業のさらなる充実を図り、障がいの原因となる疾病予防及び生活習慣病の予防等、障がいの発生予防に努めます。
- ・健康教室の周知を図るとともに、内容についても地域性や生活習慣に配慮し、健康に関する正しい情報を提供します。また、市民自らの決定に基づいて健康増進や疾病予防、さらに障がいや慢性疾患をコントロールする能力を高めるよう、実践も含めた生活習慣の改善や健康の保持・増進を支援します。

③精神保健対策の充実

- ・奈良県中和保健所及び奈良県精神保健福祉センターと連携し、市民への精神保健に関する正しい知識の啓発を行います。
- ・精神保健相談等の心の健康づくりに関する事業の推進に努めます。

施策の方向2 障がい者の保健・医療体制の充実

①医療体制の整備

- ・ 医師会との連携の下、市民が必要な時に適切な治療が受けられるように、市内の医療機関や保健福祉サービスの関係機関等による地域医療ネットワークづくりを推進します。
- ・ 精神障がい者の救急医療については、県内の精神科救急指定病院の当番制度を利用し、消防や地域組織等との連携を強化し、速やかに対応ができるよう支援していきます。

②リハビリテーション体制の充実

- ・ 田原本町にある奈良県総合リハビリテーションセンター等と連携し、障がい者のスムーズな家庭復帰や社会復帰のために医療機関から継続したリハビリが行えるよう体制を整備します。

③難病患者への支援

- ・ 奈良県中和保健所と連携し、市民の難病（特定疾患）に関する正しい知識の啓発、相談、情報提供を図るよう努めます。
- ・ 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するため、必要に応じて家庭訪問をするなど適切な在宅支援を行います。

④医療費の給付・助成制度の実施

- ・ 自立支援医療や福祉医療、精神障害者医療費助成の適正な運用を図り、障がい者が安心して適切な医療を受けられるように努めます。

(4) 教育

施策の方向1 就学前療育・教育の充実

①療育体制の充実

- ・障がいの有無や発達の遅れは早期発見が大切であるという考えの下、市内で療育・教育相談や発達検査を受けることができる体制を整備します。
- ・新庄健康福祉センターでの「すくすく相談」で、発達の遅れ等保護者の育児不安に関する相談に対して適切な助言・指導を行うとともに、経験不足を補うため、発達を促す「フォロー教室」を実施し、必要に応じて関連機関への連携がとれる体制整備に努めます。

②総合保育・教育の充実

- ・就学指導委員会での検討を踏まえ、通所・通園と集団保育が可能な障がい児をできる限り保育所・幼稚園で受け入れ、遊びや生活を共にする総合保育・教育を推進します。
- ・研修の充実等により、保育士・幼稚園教諭の障がい児に対する保育・教育指導力の向上に努めます。

③保育・教育施設の整備及び人的配置の充実

- ・障がい児を受け入れるために、必要に応じて保育所・幼稚園の施設、設備等、保育・教育環境の改修時をとらえ、随時改善を図ります。また、特別支援教育支援員等の配置を行います。

④就学指導の充実

- ・障がい児がそれぞれの障がいに応じた適切な教育を受けられるように、保護者に対して就学に関する相談支援を充実するとともに、就学前療育から学校教育へと適切につながるため、保健・療育・教育の各分野の連携を強化します。

施策の方向 2 学校教育の充実

①教育相談の充実

- ・子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消するため、一人ひとりに応じた教育の場が提供できるように、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。
- ・市が設置している教育相談室でも必要に応じて相談にあたり、相談機関の紹介、連絡調整を担えるようにします。

②特別支援教育の推進

- ・特別支援教育の内容の充実を図るため、特別支援教育に関する研究会等を開催しその研究に努めます。
- ・特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育支援員等を配置し、特別支援教育体制の整備を推進します。
- ・教職員に対して、県が実施する教職員研修、特別支援教育コーディネーターの養成を目的とした研修等への参加を促進し、特別支援教育に対する教職員の指導力・専門性の向上を図ります。

③交流教育の推進

- ・特別支援学級と普通学級の児童・生徒の交流機会の充実等交流体験学習機会の充実を図ります。
- ・障がいのある児童・生徒同士の交流を深めるため、小・中学校合同の交流学習の充実を図ります。
- ・障がいのある子どもとない子どもの交流を積極的に進めていくとともに、特別支援学校や市内の障がい者施設等と市内の小・中学校との交流を推進します。

④進路指導の充実

- ・障がい児が自らの進路を考えるきっかけとして、希望する学校への体験入学及び職場体験活動等を実施します。また、教職員に対して、県が実施する教職員を対象とした進路指導研修会への参加を促進します。
- ・障がい軽度であっても職業に就くことが困難なケースが多いため、学校、医療・福祉関係機関、公共職業安定所、企業の連携を強化し、障がい児の状況に適した進路指導を推進します。

⑤学校施設の整備・充実

- ・障がい児の学習環境を整えるため、必要に応じて学校設備の充実に努めます。

施策の方向3 福祉教育の推進

①学校教育における福祉教育の推進

- ・子どもたちが人権や社会福祉に関心を持ち、自ら考え行動できる力を養うために、幼児教育、学校教育等で一貫した福祉教育を推進します。

②生涯学習による福祉教育の推進

- ・障がいや障がい者、人権に対する市民の理解を促進するための講演会の実施、公民館活動での学習会等を通じ、研修及び啓発を推進します。

③小中学生ボランティア講座の充実

- ・小中学生ボランティア講座を開催し、アイマスク体験、車いす体験を通して、障がいや障がい者への理解を促進する内容の充実を図ります。

④保護者に対する理解の促進

- ・小・中学校等でのPTAの研修会等の機会を活かし、保護者に対して障がい児や障がい者への正しい理解を深めることができるよう、啓発に努めます。

基本目標Ⅲ 健やかで活力ある生活を支えるために

障がい者にとって自由に外出し社会参加できる環境は、子どもや高齢者等、だれにとっても快適に暮らすための基盤となります。

障がい者の施設や病院からの地域移行が進められていますが、働くことを通じて経済的基盤を確立し社会参加を図ることは、生活の喜びを得るとともに個人の尊厳を保つ上でも重要です。

障がい者の雇用については、障がいの特性や状態に応じて多様な機会の確保が必要ですが、障がいの種類により職種が限定されることや短時間就労のニーズに対応する企業が少なく、民間企業における雇用はなかなか進んでいないのが実情です。

また、障害者総合支援法に基づく就労移行支援や就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の利用者も国の指針に基づく目標率を下回っている状況です。

このようなことから、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障がい者の就業機会の確保を図るとともに、就労継続支援を図ります。



(5) 雇用

施策の方向1 雇用機会の拡大

①雇用・就業の場の開拓

- ・障がいの種類あるいは障がいが軽度であっても職業につくことができないケースが多いため、障がいの内容に応じて個々の能力を生かした働く場の整備を検討します。
- ・毎年9月の「障がい者雇用支援月間」を中心に、大和高田公共職業安定所と連携を図りながら、障がい者雇用への理解と積極的な協力を要請します。
- ・雇用の困難な重度の障がい者については、個々の個性と能力に応じて就労できるよう、短時間勤務、在宅勤務等多様な勤務体制の導入が図られるよう事業者へ働きかけます。

②企業に対する雇用の啓発

- ・大和高田公共職業安定所や奈良障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターと連携し、企業の障がい者雇用に関する相談にきめ細かく対応できる体制の充実を図ります。
- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用、障がい者試行雇用事業（トライアル雇用事業）の活用等によって、障がい者の一般就労の促進を図るため、企業・事業者に向けて各制度の周知を図ります。

③公共機関での雇用の促進

- ・市をはじめとする公共機関が率先して、障がい者の就労可能な分野への障がい者雇用を推進します。

施策の方向2 就労支援と相談体制の充実

①相談・助言体制の充実

- ・大和高田公共職業安定所や奈良障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連携・協力を図り、障がいの種類や程度、適性や能力等多様な要望に応じた個別的な職業相談・指導にきめ細かく対応できる体制の充実を図ります。また、就職前から就職後のフォローまで、一貫した適切な相談・助言を行います。
- ・障がい者の雇用、職業相談に関わる行政関係職員の資質の向上に努めます。

②就労移行支援の充実

- ・一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、知識や能力の向上、実習や職場探し等を行う就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。
- ・大和高田公共職業安定所や事業所と連携し、障がい者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障がい者を一定期間試行的に雇用する機会を提供し、本格的な雇用に向けた支援を行います。

③就労継続支援の充実

- ・一般企業への就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上に向けた支援を行います。
- ・障がい者就労施設等からの物品等の優先調達を推進し、福祉的就労に就いている人の工賃の向上に努めます。

④安定した就労への支援

- ・奈良障がい者職業センターや障がい者就業・生活支援センターと連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用を積極的に推進し、障がいの特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着を支援します。
- ・職場定着を図るため、従業員の理解が得られるよう職場理解の推進を図ります。

(6) 社会参加

施策の方向1 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

①スポーツ活動への支援

- ・グラウンドの多目的トイレの整備、体育館の段差解消等を計画的に実施し、障がい者の利用に配慮したスポーツ施設の整備を推進します。
- ・障がいのある人とない人が一緒に気がねなくスポーツ活動に参加するのが望ましいですが、パラリンピックが盛んになっているなど時代背景にあわせて、必要に応じて、障がい者のスポーツ活動の中に競技スポーツ等も取り入れていけるよう支援します。
- ・障がい者サークル活動を支援するとともに、新たな参加やサークルの組織化を支援します。
- ・地域における障がい者を対象としたスポーツの指導者の育成を図るため、県等の講習会への出席等を支援し、指導員、審判員の確保・育成に努めます。

②レクリエーション活動の推進

- ・障がい者が、地域住民と交流することができ、レクリエーションを楽しむことができるよう、ふれあい交流の場づくりを推進します。
- ・施設のバリアフリー化等、障がい者の利用に配慮したレクリエーション施設の改善・整備を推進します。
- ・社会福祉施設等で保有する会議室を障がい者へ開放し、地域におけるレクリエーション活動の機会の拡充を図る場とします。
- ・障がい者のレクリエーション活動においては、専門的な指導者の役割が重要となるため、地域におけるボランティア等を含めて幅広い視野を持った指導者の確保・育成に努めます。

③文化・芸術活動への参加促進

- ・障がいのある人もない人もともに、講演会や美術展、演劇公演、音楽会等優れた芸術・文化に触れる機会の拡充に努めます。
- ・文化・芸術の催し物の情報提供を充実させるとともに、障がい者の自立的な文化・芸術活動に際しての指導者の派遣、活動や発表の場、機会の拡大等の支援を充実します。

施策の方向2 地域活動等への参加・参画の促進

①地域活動への参加促進

- ・地域の一員として、町内会、子ども会、ボランティア活動、まつり等の地域行事等、地域コミュニティ活動への障がい者の参加を促進します。そのため、参加しやすい環境づくりや障がい者への積極的な働きかけを行います。

②政策・方針決定の場への参画

- ・市政に関わる情報提供を充実し、審議会・委員会や政策・方針決定の場への障がい者等の参画を進め、市政に障がい者の意見も反映できるよう努めます。

施策の方向3 交流活動の促進

①地域ふれあい交流の促進

- ・「ゆうあいステーション」では、市民のだれもが利用でき、地域に開かれたふれあい交流の拠点としての利用を促進し、障がい者福祉と高齢者福祉の総合的な機能を持つ施設としての運用を図ります。
- ・地区の公民館や集落センターで実施の、子どもから高齢者までだれもが気軽に集える「いきいきふれあいサロン」を支援します。

②文化・スポーツ・レクリエーション活動による交流拡大

- ・「奈良県障がい者スポーツ大会」等への参加を支援し、交流を促進します。
- ・各種のイベントや活動の会場について、障がい者用駐車場の整備等障がい者に配慮した会場づくりに努めます。

第5章

障がい福祉計画

1 障がい福祉計画について

(1) 計画の概要

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「第 4 期葛城市障がい福祉計画」と位置づけます。国の基本指針や奈良県の基本的な考え方等を踏まえ、平成 29 年度までの数値目標を設定するとともに、サービスごとの見込み量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

(2) 第 4 期計画策定に向けて踏まえるべきポイント

平成 24 年 6 月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、これまでの「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障がい者の範囲が拡大されたほか、障がい福祉サービス等に改正が行われました。本計画において踏まえるべきポイントについて以下に示します。

①障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

②重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障がい者・精神障がい者に拡大しています。

③共同生活介護の共同生活援助への一元化

障がい者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

④地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。

⑤地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、① 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発、② 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④ 意思疎通支援を行う者の養成が追加されました。

2 第4期計画における留意点

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう本市を実施主体の基本とし、障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の人及び障がい児とします。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていることや難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

3 サービス提供における基本的な考え方

(1) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、以下の点に配慮して目標等を設定します。

①全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

②サービスの利用を希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

サービスの利用を希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センター）で提供されるサービスを保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援の整備

グループホーム等の障がい者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障がい者等に対する支援を行うこと等、地域に開かれたものとする必要があります。地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるよう努めます。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

（２）相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障がい福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、まずは支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要であることから、平成 27 年度以降の利用者数の増加等に応じて更なる体制を確保する必要があります。その上で、個別のサービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性及び一貫性を持った障がい福祉サービスまたは地域相談支援等が提供されるよう総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。このため、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障がい福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握し、特定相談支援事業所の充実のため、必要な施策を検討します。

また、相談支援体制の構築が進むことに伴い、地域移行のための支援に関わるニーズが顕在化することも考えられることから、障がい者支援施設等、児童福祉施設に入所または精神科病院に入院している障がい者等の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に関わるサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

さらに、障がい者支援施設等または精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に関わるサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要です。これらの相談支援の提供体制の確保を含む障がい者等への支援の体制の整備を図るため、中和地区 3 市 1 町障がい者自立支援協議会において関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組みます。

（３）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。障がい児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の整備についても障がい福祉計画に定め、当該計画に沿った取り組みを進めるものとします。

4 平成 29 年度までの成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

国の基本指針

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行
- ・施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4 %以上削減

■葛城市としての成果目標

項 目	数 値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者 (A)	25 人	平成 25 年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	3 人増加 12.0%	(A) のうち、平成 29 年度までに地域生活に移行する人の目標値
平成 29 年度末時点の施設入所者 (B)	24 人	平成 29 年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	1 人削減 4.0%	差引減少見込み数 (A) - (B)

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

- ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備

■葛城市としての成果目標

項 目	数 値	考え方
【目標】 障がい者の地域生活支援拠点の整備	1 か所	障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等について少なくとも 1 つの拠点等を整備する

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

国の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加
- ・就労支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする

■葛城市としての成果目標

項目	数 値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者 (A)	1 人	平成 24 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B) の増加	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数
	2 倍	$(B) / (A)$
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	6 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	10 人	就労移行支援事業の平成 29 年度末における利用者数
	66.7%増加	$\{(D) - (C)\} / (C)$

5 障がい福祉サービス等の見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■サービス見込み量

サービス名		実績（26年度は見込み）			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人/月	34	33	35	41	47	52
	時間/月	571	559	604	622	639	657
重度訪問介護	人/月	1	2	3	3	4	4
	時間/月	9	183	400	400	530	530
同行援護	人/月	5	3	5	6	7	8
	時間/月	99	67	100	120	140	160
行動援護	人/月	15	17	19	21	23	25
	時間/月	407	404	456	504	552	600
重度障がい者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

■確保のための方策

平成25年度に「障害者総合支援法」が施行されたことにより、対象の範囲が拡大し、サービスの質の確保が重要になっています。年々利用実績が増加する見込みのため、事業者の確保に努めるとともに、支援員に対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型＝雇用型 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービス見込み量

サービス名		実績 (26年度は見込み)			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活介護	人/月	54	62	68	70	73	75
	人日/月	1,023	1,148	1,224	1,260	1,314	1,350
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	1	2	2	2	2
	人日/月	0	19	44	44	44	44
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	2	5	6	7	8
	人日/月	45	20	50	70	100	150
就労移行支援	人/月	5	5	7	8	9	10
	人日/月	62	103	154	176	198	220
就労継続支援 (A型)	人/月	4	4	5	6	7	8
	人日/月	69	76	110	132	154	176
就労継続支援 (B型)	人/月	46	48	50	52	54	56
	人日/月	826	864	1100	1144	1188	1232
療養介護	人/月	3	3	4	4	5	5
短期入所 (福祉型)	人/月	7	7	8	9	10	11
	人日/月	113	115	128	143	158	173
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	7	6	7	7	7	7

■確保のための方策

生活介護と就労継続支援B型の利用については、市内に事業所が複数あることもあり今後も増加の見込みですが、今後は、入浴サービスも含めた生活介護サービスが身近で受けていただけるよう市内事業所と連携の下、その確保に努めます。

就労支援については、引き続き利用者の状況に応じた支援サービスの提供が行えるように、自立支援協議会や養護学校（特別支援学校）、ハローワーク等の就労支援機関さらに商工会、企業等との連携の下、活動や訓練の場を確保し支援の充実を図るとともに、優先調達の推進や工賃水準の引き上げにも努めます。自立訓練については、地域移行支援の対象拡大に伴い、日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、今後利用の増加が見込まれますが、サービスを提供できる事業所が少ないため、事業所の確保に努めます。

短期入所については、体験的な短期入所の利用を促進し、利用者にあった施設を事前に把握していただくとともにサービス量確保のため周辺市町と調整していきます。

（３）居住系サービス

■居住系サービスの種類と内容

サービス名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■サービス見込み量

サービス名		実績（26年度は見込み）			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人/月	20	22	24	26	28	30
施設入所支援	人/月	23	22	27	26	25	24

■確保のための方策

障害者総合支援法により平成26年4月よりグループホーム（共同生活援助）とケアホーム（共同生活介護）が一元化されました。さらに当事者のニーズを反映させた形でサテライト型住居を設置されることも考えられ、利用者数は増加することが考えられます。

家庭での対応が難しくなっている中、入所者が増加しており、地域移行の促進が困難になってきています。また、施設入所から地域生活へ移行促進するだけでなく、その後の地域生活について継続的な支援を行うことが課題になっています。入所者を削減するためには、関係団体を中心とした地域生活支援や社会での居場所づくりといった、孤独を回避する取り組み及び通常の支援と併せて、福祉ホームやグループホーム等への移行に取り組めます。

(4) 相談支援

■相談支援の種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■サービス見込み量

サービス名		実績（26年度は見込み）			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人/月	0	6	16	34	36	38
地域移行支援	人/月	0	0	1	2	3	4
地域定着支援	人/月	0	0	1	2	3	4

■確保のための方策

相談支援については、基本相談を含め、障がい者の生活を総合的にサポートし、指定特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業により相談支援専門員が希望されるサービスのサービス等利用計画を作成し、モニタリングを行い、支援します。また、入所・入院から地域移行に向けた支援も行っていきます。相談支援がスムーズに行えるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

特定相談支援事業・障がい児相談支援事業において、平成24年4月から利用計画作成が原則となり、利用計画を作成してから支給決定という流れに変更になりました。

(5) 障がい児支援サービス

■障がい児支援サービスの種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
障がい児相談支援	上記4つのサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■サービス見込み量

サービス名		実績（26年度は見込み）			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	9	11	13	15	17	19
	人日/月	77	87	104	120	136	152
放課後等 デイサービス	人/月	23	29	34	39	44	49
	人日/月	154	273	408	468	528	588
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	2	3	4
	人日/月	0	0	1	2	3	4
医療型児童発達支援	人/月	2	2	2	2	2	2
	人日/月	32	33	44	44	44	44
障がい児相談支援	人/月	0	2	5	6	7	8

■確保のための方策

障害者自立支援法から障害者総合支援法へ変更された際、児童福祉法へと移行され、児童デイサービスと障がい児通所サービスが組み合わさり、障がい児通所支援サービスとなりました。

本市には放課後等デイサービス事業所はありますが、児童発達支援の事業所はありません。気になる子どもの早期発見・早期療育が重要とされているところですが、県内にも事業所は少なく、市内での療育の場を求める声も高まってきています。療育の場について多方面から検証し、適切な場を確保できるように努めます。

6 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業（新規）

■理解促進研修・啓発事業の内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいの特性をだれでも理解できるように教室やイベント・広報活動を通じて、地域住民の障がい者に対する必要な配慮や理解を促し、知識の浸透率を高めていきます。特に見た目でわからない障がいのある方に対しては、重点的に取り組む必要があります。

■確保のための方策

奈良県が推進している、まほろば「あいサポート運動」等を活用し、障がいの有無にかかわらず、だれもが暮らしやすい共生社会を実現するため、必要な配慮や理解を促し、知識の浸透率を高めていきます。

(2) 自発的活動支援事業（新規）

■自発的活動支援事業の内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■確保のための方策

当事者団体等が主体的に実施するレクリエーション・文化活動・講習会等を支援していきます。関係機関や地域住民と連携してピアサポートの充実に取り組むことで、障がい者や支援者が気軽に集うことのできる機会の充実を図っていきます。自発的活動をバックアップし、ピアサポート等、適切な支援体制の構築について検討を進めます。

(3) 相談支援事業

■相談支援事業の内容

サービス名	内容
障がい者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。

■サービス見込み量

サービス名		実績（26年度は見込み）			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障がい者相談支援事業	か所	4	4	5	5	5	5

■葛城市委託相談支援事業所

- ・葛城市社会福祉協議会（葛城市）
- ・まんだらトポス（葛城市）
- ・しえ〜く（香芝市）
- ・どんぐり（香芝市）
- ・なつつ（大和高田市）

■確保のための方策

障がい者の暮らしに関する相談に応じて、必要な情報の提供や助言、各種障がい福祉サービスの利用や権利擁護のための援助、関係機関との連絡調整等を行う障がい者相談支援事業については、制度改正の動向を見据える必要がありますが、引き続き、現在の指定相談支援事業者5か所に事業を委託し、その充実を図るとともに、新たな事業者の確保に努めます。

また、行政の相談窓口としては、社会福祉課に窓口があります。その他、市や関係機関の他の相談窓口を経由しての相談もありますが、その中には、相談支援事業者や市の関係部署、関係機関、事業者等が連携する中で対応する必要がある事例が非常に増えてきています。また、成年後見制度利用支援事業の必須化や障害者虐待防止法への対応等、権利擁護体制の確保が急務となっています。相談支援体制の強化に向けて、相談支援事業者、市、保健・医療・教育・福祉・雇用等関係機関や事業者等で構成する中和地区3市1町障がい者自立支援協議会において、地域資源の活用、相談支援体制のあり方、ネットワークの強化等について、引き続き協議を行っていくとともに、当事者等の参画の拡大、協議会自体の情報発信等の方策についても検討を進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■成年後見制度利用支援事業の内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、申立てに要する経費や後見人報酬に対する費用の全部又は一部の補助を行います。

■サービス見込み量

サービス名	実績(26年度は見込み)	計画値					
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	有無	無	無	有	有	有	有

■確保のための方策

障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援として、申立てに要する経費や後見人報酬に対する補助を行う事業であることの周知体制を強化します。

(5) 意思疎通支援事業

■意思疎通支援事業の内容

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等により、意思疎通を支援します。

■サービス見込み量

サービス名	実績(26年度は見込み)	計画値					
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣事業	人/月	1	1	1	2	2	4

■確保のための方策

手話通訳者の派遣については、引き続き必要なサービス量を確保するとともに、事業の周知を図り、サービス利用を促進します。

要約筆記者の派遣については、前回計画期間中において利用はありませんでした。今後、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

手話通訳者の設置については、現在、市役所新庄庁舎と當麻庁舎においてそれぞれ週1回半日ずつ設置しています。今後も利用者のニーズを十分に考慮し、施策に反映できるよう努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービス見込み量

種 類		実績 (26年度は見込み)			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日常生活用具給付等 事業	件/年	667	701	720	740	760	780

■確保のための方策

本事業は、利用者が直接、本市と契約している日常生活用具の取扱事業者から用具の調達を図るものであることから、在宅で生活している重度障がい者等の日常生活上の便宜を図るため、引き続き広く事業者を確保していきます。

また、今期計画においては障がい者の地域移行を大きな課題と捉えていることも併せ、地域生活移行がよりスムーズに行えるよう本事業をより充実させることは必要不可欠であると考え、サービスの拡充に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■手話奉仕員養成研修事業の内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行っています。1年おきに入門課程と基礎課程の養成講座を開講し、2年通しての受講で手話奉仕員の養成講習が終了します。

■サービス見込み量

サービス名	実績	実績			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	10 (入門)	8 (基礎)	10 (入門)	10 (基礎)	20 (入門)	20 (基礎)

■確保のための方策

本市では、養成講習を修了した人に市の手話奉仕員として登録していただき、意思疎通支援事業の手話通訳者の派遣業務に従事していただけるような制度の構築をめざす予定です。また、現在全国的に「手話言語法」の制定を国に求める声が高まり、本市においても平成26年9月議会において、手話言語法の制定を求める意見書が採択されました。

今後ますます手話通訳者の需要が高まると考えられる状況を踏まえ、一人でも多くの方にこの研修事業を知っていただき、養成講習を受講していただけるよう啓発に努めます。

(8) 移動支援事業

■移動支援事業の内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援を行います。

■サービス見込み量

サービス名	実績(26年度は見込み)	実績			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	時間/月	589	528	540	560	580	600

■確保のための方策

障がいがあり、ひとりで外出することが困難な人に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行うことは、障がい者の社会参加を促進し、それぞれが地域社会の中で自分らしく暮らしていく、またその中で一定の社会的責任を果していく上で、とても重要な役割を担っています。そのため、できるだけその人の生活実態に応じた支援が可能となるよう、事業者・ヘルパーの確保とともに支給量の確保に努めてきました。今後もそうした考え方の下、サービス提供体制の確保に努めていきます。

(9) 地域活動支援センター事業

■地域活動支援センター事業の内容

事業名	事業の内容
地域活動支援センター事業	<p>利用者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等地域の实情に応じた支援を行います。</p> <p>I型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。</p> <p>II型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

■サービス見込み量

サービス名		実績（26年度は見込み）			計画値		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
I型（市内）	人/年	17	16	17	20	20	20
I型（市外）	人/年	9	10	7	10	10	10
II型（市外）	人/年	3	4	4	5	5	5

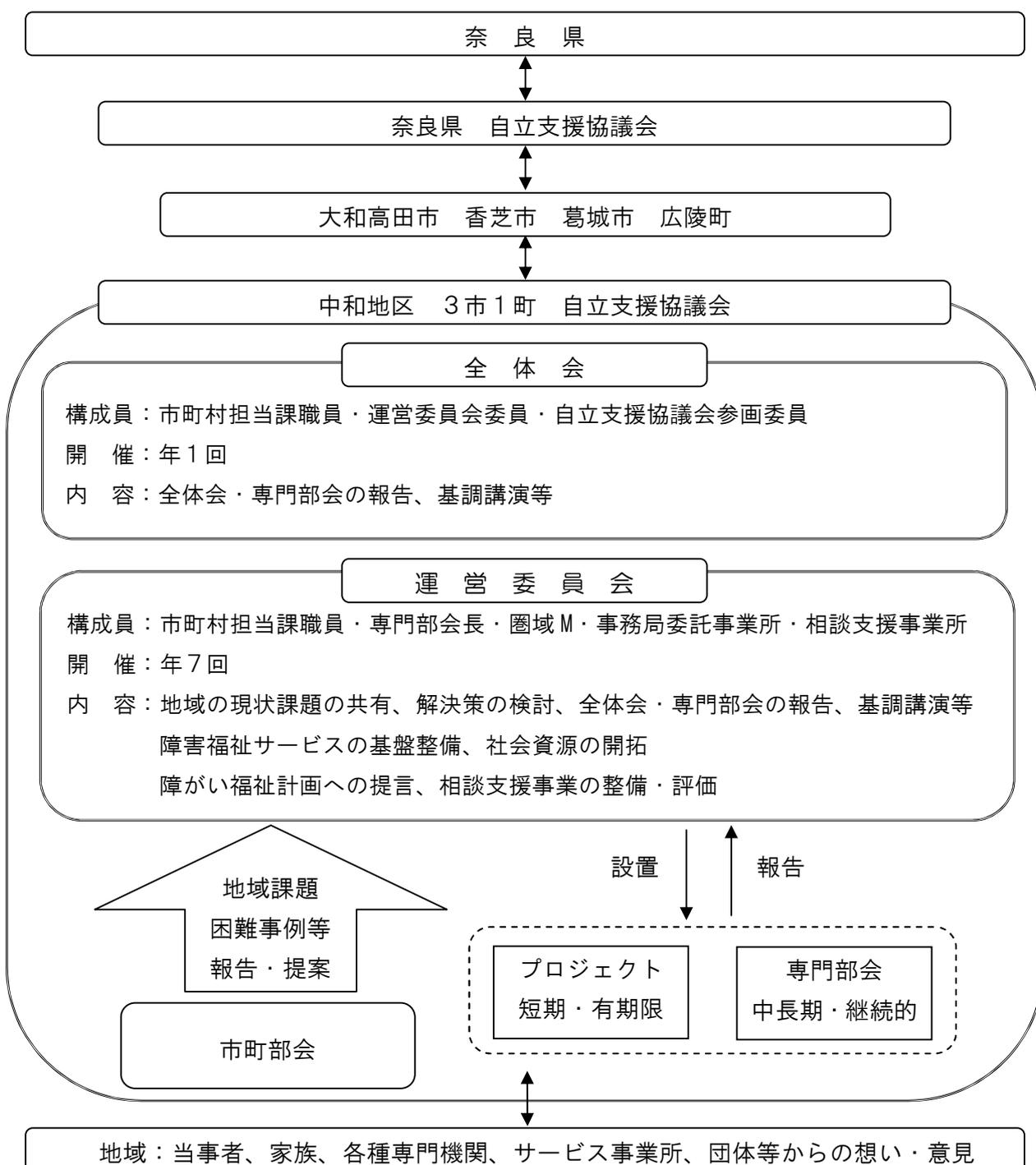
■確保のための方策

地域活動支援センターは、作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等様々な役割を果しており、利用者の障がいの状態や体調等に応じた利用が可能であることから、日割り報酬を主体とした障がい福祉サービスの日中活動事業とは異なり、定期的な利用が困難な障がい者の支援の場としての役割を有しています。引き続き安定的な運営と活動の場の確保に向け支援を行っていきます。

(10) 地域自立支援協議会

本市では、地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たすため、平成19年10月に奈良県の中和地区3市1町（大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町）で「中和地区3市1町障がい者自立支援協議会」を設立し、「広域連携による福祉サービスの向上」「相談支援体制の充実・強化」「課題解決に向けた専門性の高い部会運営」「社会資源のさらなる活用」「障がい福祉計画の評価」の5つを目的として、その業務を推進してきました。

■自立支援協議会の運営体系



第6章

計画の推進

1 市民参画の推進

地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけではなく、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体等による支援や協力がとても重要となります。そのため、当事者のニーズにあったサービスの提供を行うために障がい者福祉のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協働体制を築いていきます。

2 関係機関の連携

障がい者福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等広範囲にわたっています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化していきます。

3 実施状況の把握・点検

本市においては、障がい福祉計画策定委員会委員の任期を3年としており、策定後も定期的にフォローアップ委員会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行うとともに、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について審議するなど、計画の着実な推進を図ります。

資料編

1 計画の策定経過

期 日	内 容
平成26年6月13日（金）	第1回 葛城市障がい福祉計画策定委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正について ・ 今回の計画策定について ・ アンケート調査票の承認
平成26年7月7日（月） ～7月25日（金）	アンケート調査 実施
平成26年10月29日（水）	第2回 葛城市障がい福祉計画策定委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書について ・ 計画骨子について
平成26年11月27日（木）	第3回 葛城市障がい福祉計画策定委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について ・ パブリックコメントについて
平成27年1月19日（月） ～2月10日（火）	パブリックコメントの実施
平成27年2月24日（火）	第4回 葛城市障がい福祉計画策定委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 計画素案について

2 葛城市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスの円滑な実施を確保するための基本指針に基づいて、障がい福祉計画を策定するため、葛城市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 葛城市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) 葛城市障がい者計画の策定に関すること。
- (3) 障がい福祉に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員は、議会代表、学識経験のある者、保健医療関係者、福祉関係者、就労支援関係者、障がい団体、一般公募者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期については、その前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の任期)

- 2 最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 葛城市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	団体名	備考
澤井 勝	奈良女子大学名誉教授	委員長
庄田 博至	医師会会長	職務代理
内野 悦子	葛城市議会代表	
山田 全啓	中和保健所長	
松村 佐世子	民生児童委員連合会代表	
橋本 侑子	ボランティア連絡協議会会長	
花井 義明	社会福祉協議会事務局長	
尾上 晃造	身体障がい者福祉会会長	
小島 和彦	手をつなぐ育成会会長	
神谷 瑞子	精神障がい者家族会代表	
西川 隆代	一般公募	
吉川 孝	一般公募	

4 用語の説明

【あ行】

■インフォーマルサービス（67 頁）

国や地方公共団体等公的機関が行う法律等の制度に基づいた福祉・介護サービスをフォーマルサービスと言うのに対して、家族や近隣、知人友人等が不定期かつ無報酬等で提供する保健福祉サービスのことを言います。

【か行】

■ケアマネジメント（46 頁）

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることを言います。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程を持っています。

■合理的な配慮（2、38、44 頁）

障害者基本法の改正にともない、基本原則にあげられた言葉です。その中では「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

【さ行】

■障害者虐待防止法（42、44、79 頁）

平成 23 年 6 月 17 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、平成 24 年 10 月 1 日に施行されました。この法律では「障害者虐待」を次のように規定しています。

第二条

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

■障害者権利条約（39 頁）

障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約で、平成 25 年 12 月批准されました。

■障がい者就業・生活支援センター（59、60、61 頁）

障がい者の希望に沿ったプログラムを設定して、働く暮らしを支援するとともに、事業所が障がい者を雇用する上でのアドバイス、情報提供、定着への支援を行います。本市は榎原市にある「なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ」の管轄圏域に属しています。

■ジョブコーチ（60、61 頁）

障がい者、事業主及び障がい者の家族に対して、障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援を実施することにより、障がい者の職場適応を図り、障がい者の雇用の促進や職業の安定に資することを目的とした制度です。職場適応援助者とも言います。

■成年後見制度（42、44、67、79、80 頁）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消したりすること等により、これらの人を不利益から守ります。平成 11 年 12 月の法改正により、禁治産、準禁治産制度から、各人に多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められ、平成 12 年 4 月に施行されています。

【た行】

■地域福祉（17、35、40、44、50 頁）

障がい者や経済的に困っている人等、特定の人を支援するのではなく、地域の誰もが自分らしく、よりよく生きることができるよう、また、様々な生活課題の解決に向けて、行政をはじめ地域住民、地域団体、サービス提供事業者、企業等の様々な主体が協働して必要な保健・医療・福祉サービスの整備や総合化、開発を図るとともに、個性豊かで活力に満ちた住みたい地域づくりを、その地域の実情にあった活動として進め、その成果を次に活かす継続的な取り組みのことを言います。

【は行】

■パブリックコメント（88 頁）

行政が施策等について意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めたりすることを言います。意見募集はホームページへの掲載や担当課窓口、主要施設での閲覧等により行います。

■ピアサポート（78 頁）

同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのことを言います。

■法定雇用率（15 頁）

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に、民間企業、国、地方公共団体は、一定の雇用率に相当する数以上の身体障がい者または知的障がい者を雇用しなければならないと定められており、その雇用率を法定雇用率と言います。平成 17 年の同法改正により、平成 18 年度から、身体障がい者、知的障がい者に加えて、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳保持者）も各企業の雇用率の算定対象になりました。

【ま行】

■モニタリング（46、75、76、91 頁）

利用計画に沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすることを言います。

【や行】

■優先調達（61、74 頁）

平成 25 年 4 月から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達にあたって、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するように努めることとされました。

■ユニバーサルデザイン（51 頁）

性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうと言う考え方です。また、施設や設備に限らず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

【ら行】

■ライフステージ（43、53 頁）

人生の段階区分のこと。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期等を言います。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等とも言い、各期の区分は様々です。

葛城市障がい者計画
第4期葛城市障がい福祉計画

発行年月 平成27年3月
発行 奈良県 葛城市
編集 葛城市 保健福祉部 社会福祉課

【當麻庁舎】
〒639-2197 奈良県葛城市長尾85番地
TEL：0745-48-2811（代）
FAX：0745-48-3200（代）

【新庄庁舎】
〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地
TEL：0745-69-3001（代）
FAX：0745-69-6456（代）
